

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案
新旧対照条文 目次

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第一条関係）	1
二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第二条関係）	18
三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第三条関係）	39
四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（第四条関係）	59
五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（第五条関係）	93
六 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（第六条関係）	98
七 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（第七条関係）	104
八 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（第八条関係）	110
九 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）（第九条関係）	116
十 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（第十条関係）	117
十一 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）（第十一条関係）	131

十二	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）		（第十二条関係）									
十三	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）		（第十三条関係）									
十四	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）		（第十四条関係）									
十五	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）		（第十五条関係）									
十六	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）		（第十六条関係）									
十七	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百八号）		（第十七条関係）									
十八	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）		（第十八条関係）									
十九	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）		（第十九条関係）									
二十	私立学校教職員共済組合法（昭和三十六年法律第百四十号）		（第二十条関係）									
二十一	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十一号）		（第二十一条関係）									
二十二	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）		（第二十二条関係）									
二十三	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）		（第二十三条関係）									
203	199	196	194	183	181	172	158	146	144	140	133	

二十四	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）	（第二十四条関係）	204
二十五	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	（第二十五条関係）	209
二十六	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	（第二十六条関係）	217
二十七	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	（第二十七条関係）	222
二十八	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	（第二十八条関係）	231
二十九	健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定により なほその効力を有するものとされた介護保険法（第二十九条関係）		235
三十	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	（附則第五十四条関係）	239
三十一	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）	（附則第五十五条関係）	241
三十二	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第五十六条関係）	243
三十三	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二十五年法律第二百五十六号)	（附則第五十七条関係）	246
三十四	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）	（附則第五十八条関係）	247
三十五	国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）	（附則第五十九条関係）	249

三十六 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）（附則第六十条関係）	250
三十七 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（附則第六十一条関係）	252
三十八 国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）（附則第六十二条関係）	254
三十九 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（附則第六十三条関係）	255
四十 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（附則第六十四条関係）	256
四十一 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（附則第六十五条関係）	258
四十二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第六十七条関係）	261
四十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成二十四年法律第二百二十九号）（附則第六十九条関係）	262
四十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百三十号）（附則第七十条関係）	266

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）抄

（公布日から二年以内の政令で定める日（一部社会保障の安定財源の

確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の施行

日）施行

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（用語の定義）	（用語の定義）
第五条 2・3 （略）	第五条 2・3 （略）	第五条 2・3 （略）
4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。	4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。	4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。
5～10 （略）	5～10 （略）	5～10 （略）
（未支給年金）	（未支給年金）	（未支給年金）
第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれら以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を	第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。	第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

請求することができる。

2・3 (略)

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 (略)

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる給付（他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。））をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者
他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
二 七十歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。）七十歳に達した日

3・4 (略)

5 (略)

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3・4 (略)

(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4 (略)

(支給要件)

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の一に満たないときは、この限りでない。

1 (略)

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4 (略)

(支給要件)

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の一に満たないときは、この限りでない。

1 (略)

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子（以下単に「妻」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

一 配偶者については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 (略)

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 (略)

第三十九条 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

一 妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 (略)

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、妻は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 (略)

第三十九条 妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

3 配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一・二 (略)

三 配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四 (略)

五 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。

六・八 (略)

(失権)

第四十条 (略)

2 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしててその全ての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

3 (略)

(支給停止)

第四十一条 (略)

2 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）

3 妻に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一・二 (略)

三 妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四 (略)

五 妻と生計を同じくしなくなつたとき。

六・八 (略)

(失権)

第四十条 (略)

2 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしててそのすべての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

3 (略)

(支給停止)

第四十一条 (略)

2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するとき（妻に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又是次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）

除く。）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

第四十一条の二 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時に遡つて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

(支給要件)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子又は死亡した者の配偶者が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができることに至つたとき。ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

3 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合（その者の死亡によりその者の配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。）であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によつて当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

第四十一条の二 妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請にて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 妻は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

(支給要件)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子又は死亡した者の妻が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができるに至つたとき。ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

3 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合（その者の死亡によりその者の妻が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。）であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によつて当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

第八十七条の二 第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一〇三 (略)

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

第八十七条の二 第一号被保険者（第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一〇三 (略)

(新設)

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 (略)

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 (略)

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、前年の所得が前号に規定する政

しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

五 (略)

2 ～ 4 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保

令で定める額以下であるとき。

五 (略)

2 ～ 4 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保

額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

4 (6)

(略)

險料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二・三 (略)

4 (6)

(略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

2・3 (略)

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

2・3 (略)

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3 (略)

(届出等)
第一百五条 (略)

2 (略)

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 (略)

(資料の提供等)

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。

ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3 (略)

(届出等)
第一百五条 (略)

2 (略)

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 (略)

(資料の提供等)

第一百八条 (略)

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けていた者若しくは受けた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百九条の四 (略)

一〇十五 (略)

十五の二 第八十九条第二項の規定による申出の受理

十六〇三十八 (略)

第一百八条 (略)

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けていた者若しくは受けた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百九条の四 (略)

一〇十五 (略)

(新設)

十六〇三十八 (略)

(組織)

第一百六条 地域型基金は、第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第二十七条第一項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2・3 (略)

(加入員)

第一百二十七条 (略)

2 (略)

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

一・二 (略)

三 第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四・五 (略)

(組織)

第一百六条 地域型基金は、第一号被保険者（第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第二十七条第一項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2・3 (略)

(加入員)

第一百二十七条 (略)

2 (略)

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

一・二 (略)

三 第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四・五 (略)

附 則

(被保険者の資格の特例)

第三条 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「加入者」とあるのは、「加入者（六十五歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない被保険者、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員に限る。）」とする。

(削除)

(被保険者の資格の喪失に関する経過措置)

第四条 当分の間、第九条第五号の規定の適用については、同号中「該当するときを除く。」とあるのは「該当するときを除く。」又は六十五歳に達したとき（附則第三条の規定により読み替えられた第七条第一項第二号に該当するときを除く。）とする。

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被

附 則

(被保険者の資格の特例)

第三条 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「加入者」とあるのは、「加入者（六十五歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない被保険者、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員に限る。）」とする。

第四条 この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(被保険者の資格の喪失に関する経過措置)

第四条の二 当分の間、第九条第五号の規定の適用については、同号中「該当するときを除く。」とあるのは「該当するときを除く。」又は六十五歳に達したとき（附則第三条の規定により読み替えられた第七条第一項第二号に該当するときを除く。）とする。

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被

用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

二・三 (略)

2~6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなつたとき。

三・四 (略)

8~11 (略)

第六条 第一号被保険者である者が被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

(被保険者期間に関する特例)

第七条 附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という。）を有する者に対する第十条第一項の規定の適用については、当該合算対象期

用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二・三 (略)

2~6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者及び附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三・四 (略)

8~11 (略)

第六条 第一号被保険者である者が被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれかに該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

(被保険者期間に関する特例)

第七条 第一号被保険者でなかつた期間のうち附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という。）を有する者に対する第十条第一項の規定の適用については、当該合算対象期

間は、被保険者期間とみなす。

2 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 (略)

一～三 (略)

(削除)

2～8 (略)

、当該合算対象期間は、被保険者期間とみなす。

2 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 (略)

一～三 (略)

四 この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とする
外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたこと
がある者であつて政令で定めるものであるとき。

2～8 (略)

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）抄

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章・第二章 (略)</td> </tr> <tr> <td>第三章 給付</td> </tr> <tr> <td>第一節 (略)</td> </tr> <tr> <td>第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条の三)</td> </tr> <tr> <td>第三節～第六節 (略)</td> </tr> <tr> <td>第四章～第十章 (略)</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務の区分)</p> <p>第六条 第十一条第一項及び第四項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）、第一百五条第一項及び第四項並びに第一百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	目次	第一章・第二章 (略)	第三章 給付	第一節 (略)	第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条の三)	第三節～第六節 (略)	第四章～第十章 (略)	附則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章・第二章 (略)</td> </tr> <tr> <td>第三章 給付</td> </tr> <tr> <td>第一節 (略)</td> </tr> <tr> <td>第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条)</td> </tr> <tr> <td>第三節～第六節 (略)</td> </tr> <tr> <td>第四章～第十章 (略)</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務の区分)</p> <p>第六条 第十二条第一項及び第四項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第一百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	目次	第一章・第二章 (略)	第三章 給付	第一節 (略)	第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条)	第三節～第六節 (略)	第四章～第十章 (略)	附則
目次																	
第一章・第二章 (略)																	
第三章 給付																	
第一節 (略)																	
第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条の三)																	
第三節～第六節 (略)																	
第四章～第十章 (略)																	
附則																	
目次																	
第一章・第二章 (略)																	
第三章 給付																	
第一節 (略)																	
第二節 老齢基礎年金 (第二十六条—第二十九条)																	
第三節～第六節 (略)																	
第四章～第十章 (略)																	
附則																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第十条 削除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(任意脱退)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第十条 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二</p>	第十条 削除	(任意脱退)															
第十条 削除																	
(任意脱退)																	

号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

一 被保険者の資格を取得した日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間

2 前項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなし、第二号被保険者又は第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、当該第一号被保険者となつた日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、当該第一号被保険者となつた日にさかのぼつて被保険者の資格を喪失したものとみなす。

(支給要件)

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間(

第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く。)を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免

(支給要件)

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間(

第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く。)を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免

除期間とを合算した期間が十年に満たないときは、この限りでない。

除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

(老齢基礎年金の額の加算に係る特例)

第二十七条の六 老齢基礎年金の受給権者が、被保険者及び被保険者であつた者の所得の分布状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求があつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求があつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る老齢基礎年金の額は、第二十七条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例老齢加算額（次に掲げる額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を合算した額をいう。）を加算した額とし、当該請求があつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

一 七万二千円に改定率を乗じて得た額

二 第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）の月数の六分の一（保険料四分の一免除期間にあつては、当該期間の月数の八分の一）に相当する月数を合算した月数（当該合算した月数と第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十か

(新設)

ら当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。) を四百八十で除して得た数を乗じて得た額

- 3 | 前項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第一号に該当する場合については、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。
- 一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

- 二 日本国内に住所を有しないとき。

(高額所得による支給停止)

第二十九条の二 老齢基礎年金は、その受給権者の前年の所得が調整開始所得額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、当該老齢基礎年金の額の二分の一に相当する額に調整停止率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

2 | 前項の調整停止率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(当該率が一を上回るときは、一)とする。

- 一 受給権者の前年の所得から前項の調整開始所得額を控除して得た額

(新設)

二 調整上限所得額から前項の調整開始所得額を控除して得た額

3 | 第一項の調整開始所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

4 | 第二項第二号の調整上限所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して著しく高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三 受給権者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の申出をすることができる。この場合において、その該当することとなつた日の属する月から翌年の七月までの老齢基礎年金については、同日の属する年の前年又は前々年における当該受給権者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

- 一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた場合
- 二 離職、休業、廃業その他厚生労働省令で定める事由により、当該年の所得が前条第三項に規定する調整開始所得額を下回ると見込まれる場合

2 前項の規定により前条第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該受給権者の前項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の所得が同条第三項に規定する調整開始所得額を超えるときは、当該受給権者に支給する老齢基礎年金で前項に規定する期間に係るものは、当該受給権者が同項各号

(新設)

に該当することとなつた日の属する月に遡つて、同条第一項の規定の例により、その一部の支給を停止する。

3 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法による。前条

(障害基礎年金の額の加算に係る特例)

第三十三条の三 障害基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害基礎年金の額の加算について、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、障害基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 | 前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る障害基礎年金の額は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例障害加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 | 前項に規定する特例障害加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 | 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金に係る第二項に規定する特例障害加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未

(新設)

満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。) とする。

5 第二項の規定によりその額が加算された障害基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

6 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一(第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一)に相当する部分の支給を停止する。

2 (略)

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一(第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一)に相当する部分の支給を停止する。

2 (略)

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により

、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その損害を受けた旨の申出をすることができる。この場合において、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2・3 (略)

(支給要件)

第三十七条 (略)

一・二 (略)

三 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）が、死亡したとき。

四 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

(遺族基礎年金の加算に係る特例)

第三十九条の三 遺族基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する遺族基礎年金の額の加算について、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、遺族基礎年金の額の

、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2・3 (略)

(支給要件)

第三十七条 (略)

一・二 (略)

三 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。

四 第二十六条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

(新設)

2| 加算に係る特例の適用を請求することができる。

前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る遺族基礎年金の額は、前三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例遺族加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 前項に規定する特例遺族加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4| 子に支給する遺族基礎年金に係る第二項に規定する特例遺族加算額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前項の規定にかわらず、同項に定める額をその子の数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5| 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

6| 第二項の規定によりその額が加算された遺族基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されていると

き。

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

7 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である夫（保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。）が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

2 · 3 (略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額の合算額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫（保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。）が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

2 · 3 (略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号

、第三号及び第四号イに掲げる額を除き、同号ロに掲げる額を加えた額とする。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものと算したものを控除して得た額に、一から各被用者第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 (略)

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用（当該給付に要する費用のうち第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額の給付に要する費用を除く。）の百分の二十に相当する額

四 当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額

イ 第二十七条の六第二項に規定する特例老齢加算額、第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額及び第三十九条の三第二項に規定する特例遺族加算額の給付に要する費用の総額

ロ 第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給されなかつた額に相当する額の総額

2 (略)

(資料の提供等)

第一百八条 (略)

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者若しくは受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若し

及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものと算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 (略)

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

(新設)

2 (略)

(資料の提供等)

第一百八条 (略)

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年

くは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けていた者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)

第一百八条の二の三 市町村は、第二十七条の六第二項、第二十九条の二第一項、第二十九条の三第二項、第三十三条の三第二項又は第三十九条の三第二項の規定による年金給付に関する処分に關し厚生労働大臣から求めがあつたときは、その処分に必要な範囲内において、当該受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けていた者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (新設)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

		第一百九条の四　（略）
	一　（略）	
二　削除		
三～七　（略）		
七の二　第二十九条の六第一項の規定による請求の受理		
八　（略）		
八の二　第二十九条の三第一項の規定による請求の受理		
九・十　（略）		
十の二　第三十三条の三第一項の規定による請求の受理		
十一　（略）		
十一の二　第三十六条の四第一項の規定による申出の受理		
十二　（略）		
十二の二　第三十九条の三第一項の規定による請求の受理		
十三～三十の二　（略）		
三十の三　第一百八条の二の三の規定による情報の受領		
三十一～三十五　（略）		
三十五の二　附則第五条第五項の規定による申出の受理		
三十六～三十八　（略）		
2～7　（略）		
（機構への事務の委託）		
第一百九条の十　（略）		
一～八　（略）		
八の二　第二十七条の六第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定		
に係る事務（第一百九条の四第一項第七号の二に掲げる請求の受理及		

	第一百九条の四　（略）
	一　（略）
二　第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理	
三～七　（略）	
八　（略）	
（新設）	
九・十　（略）	
（新設）	
十・十一　（略）	
（新設）	
十一・十二　（略）	
（新設）	
十三～三十の二　（略）	
（新設）	
三十一～三十五　（略）	
（新設）	
三十六～三十八　（略）	
2～7　（略）	
（機構への事務の委託）	
第一百九条の十　（略）	
一～八　（略）	
（新設）	

八の三 第二十九条の二第一項並びに第二十九条の三第一項及び第二

項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第八号の二に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

（新設）

九 （略）
十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第十一号の二に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

十一 （略）

十一の二 第三十三条の三第二項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

十二 （略）

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項（第三十九条の三第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

十三の二 第三十九条の三第二項の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十二号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

（新設）

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

2・3 （略）
十四～四十二 （略）

附 則

(被保険者期間に関する特例)

第七条 削除

第七条 附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という。）を有する者に対する第十条第一項の規定の適用については、当該合算対象期間は、被保険者期間とみなす。

2 前項の規定により被保険者期間とみなされる期間の計算については、第十一条の規定の例による。

（被保険者期間に関する特例）

第七条の二 （略）

（国民年金原簿の特例等）

第七条の五 （略）

2 第二号被保険者であつた期間のうち共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間につき第二十六条、第三十条第一項、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書、第三十七条、附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする者についての当該組合員又は加入者であつた期間については、当分の間、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。

3 （略）

4 第二項の場合において、当該組合員又は加入者であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該組合員又は加入

第七条の五 （略）

2 第二号被保険者であつた期間のうち共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間につき第十条第一項、第二十六条、第三十条第一項、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書、第三十七条、附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする者についての当該組合員又は加入者であつた期間については、当分の間、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。

3 （略）

4 第二項の場合において、当該組合員又は加入者であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、第十条第一項に規定

者であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第九条 保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。次条第一項及び附則第九条の二の二第一項において同じ。）を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち、第二十六条ただし書に該当する者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。）をいう。以下同じ。）を合算した期間が十年以上であるものは、第二十六条、次条第一項、附則第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び附則第九条の三の二第一項の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

2 合算対象期間の計算については、第十一条の規定の例による。

する被保険者の資格に關する処分又は當該組合員若しくは加入者であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第九条 保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。次条第一項及び附則第九条の二の二第一項において同じ。）を有し、かつ、第二十六条ただし書に該当する者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、同条、第三十七条（第四号に限る。）、次条第一項、附則第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

2 附則第七条第二項の規定は、前項に規定する合算対象期間の計算について準用する。

(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 (略)

2 (6) (略)

7 | 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二」とする。

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 (略)

2 (6) (略)

7 | 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二の二」とする。

(老齢基礎年金の額の加算の特例)

第九条の二の三 第二十七条の六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは、「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

(老齢基礎年金の支給停止の特例)

第九条の二の四 第二十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金は」とあるのは、「老齢基礎年金（六十歳以上の者に支給されるものに限る。）」とする。

(障害基礎年金等の特例)

(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 (略)

2 (6) (略)

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 (略)

2 (6) (略)

(新設)

(新設)

(障害基礎年金等の特例)

第九条の二の五 第三十条第一項（第二号に限る。）、第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第二項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書及び第四十九条並びに附則第五条の規定は、当分の間、附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者、厚生年金保険法附則第七条の三第三項若しくは第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとするものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者については、適用しない。

（併給調整の特例）

第九条の二の六 （略）

（延滞金の割合の特例）

第九条の二の七 （略）

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給）

第九条の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が十年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に

第九条の二の三 第三十条第一項（第二号に限る。）、第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第二項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書及び第四十九条並びに附則第五条の規定は、当分の間、附則第九条の二第三項若しくは前条第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者、厚生年金保険法附則第七条の三第三項若しくは第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者については、適用しない。

（併給調整の特例）

第九条の二の四 （略）

（延滞金の割合の特例）

第九条の二の五 （略）

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給）

第九条の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が二十五年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に

限る。

2・3 (略)

4 第二十八条、附則第九条の二（同条第一項ただし書を除く。）、第九条の二の五及び第九条の二の六の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、附則第九条の二第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「附則第九条の三第一項に規定する要件に該当する」と、同条第三項中「第二十六条」とあるのは「附則第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 第十四条の規定により記録した事項について平成二十三年改正法施行日から特定保険料納付期限日までの間に訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十三年改正法施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。次項及び次条第一項において「特定受給者」という。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

合に限る。

2・3 (略)

4 第二十八条、附則第九条の二（同条第一項ただし書を除く。）、第九条の二の三及び第九条の二の四の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、附則第九条の二第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「附則第九条の三第一項に規定する要件に該当する」と、同条第三項中「第二十六条」とあるのは「附則第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 第十四条の規定により記録した事項について平成二十三年改正法施行日から特定保険料納付期限日までの間に訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十三年改正法施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。次項及び次条において「特定受給者」という。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

2 特定受給者のうち、平成二十三年一月一日から同年二月二十四日ま

での間に老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受け
る権利に係る裁定（これに相当するものを含む。）が行われた者であ
つて厚生労働省令で定めるもの（次条第一項において「特定裁定受給者」と
いう。）に対する前項の規定の適用については、同項中「特定保険料
納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において
おいて、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない」とあるの
は、「平成二十三年改正法施行日の前日までの間、保険料納付済期間
とみなす」とする。

（特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基
礎年金の額）

第九条の四の五 特定受給者（特定裁定受給者を除く。）に支給する特
定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額
については、訂正後年金額（第二十七条及び第二十八条並びに附則第
九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の
規定に定める額をいう。）が訂正前年金額（前条第一項に規定する時
効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十
七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに
昭和六十年改正法附則第十七条の規定を適用した場合におけるこれら
の規定に定める額をいう。）に百分の九十を乗じて得た額（以下この
項において「減額下限額」という。）に満たないときは、第二十七条
及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和
六十年改正法附則第十七条の規定にかかるらず、減額下限額に相当す
る額とする。

2 前項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六
の規定の適用については、附則第九条の二第七項及び第九条の二の二

での間に老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受け
る権利に係る裁定（これに相当するものを含む。）が行われた者であ
つて厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定裁定受給者」と
いう。）に対する前項の規定の適用については、同項中「特定保険料
納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において
おいて、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない」とあるのは、「
平成二十三年改正法施行日の前日までの間、保険料納付済期間とみな
す」とする。

（特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基
礎年金の額）

第九条の四の五 特定受給者（特定裁定受給者を除く。）に支給する特
定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額
については、訂正後年金額（第二十七条及び第二十八条並びに附則第
九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の
規定に定める額をいう。）が訂正前年金額（前条第一項に規定する時
効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十
七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに
昭和六十年改正法附則第十七条の規定を適用した場合におけるこれら
の規定に定める額をいう。）に百分の九十を乗じて得た額（以下この
項において「減額下限額」という。）に満たないときは、第二十七条
及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和
六十年改正法附則第十七条の規定にかかるらず、減額下限額に相当す
る額とする。

（新設）

第七項の規定にかかわらず、第二十七条の六第一項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の一の二及び第九条の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）抄（公布日から一年以内の政令で定める日（一部社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行日、同法附則第一条第三号の施行日及び平成二十八年四月一日）施行）

（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外）	（適用除外）
第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかるらず、厚生年金保険の被保険者としない。	第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかるらず、厚生年金保険の被保険者としない。
一（略）	一（略）
六 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下の号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの	六 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下の号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの
イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。	イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。
ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。	ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

未満であること。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

(標準報酬月額)

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	(標準報酬月額)	
							標準報酬月額	標準報酬月額
一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円		
一二三、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満	一一四、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満		
							報酬月額	

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	(標準報酬月額)	
							標準報酬月額	標準報酬月額
一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円		
一三八、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円以上	一二四、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満		
							報酬月額	

第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級	第八級
三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二十四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円
二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満

第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級	第八級
三四〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円未満	二〇〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満

(略)

第三級	第三級	第三級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二級
六一〇、○〇〇〇円	五九〇、○〇〇〇円	五六〇、○〇〇〇円	五三〇、○〇〇〇円	五〇〇、○〇〇〇円	四七〇、○〇〇〇円	四四〇、○〇〇〇円	四一〇、○〇〇〇円	三八〇、○〇〇〇円	三六〇、○〇〇〇円	三四〇、○〇〇〇円	三一〇、○〇〇〇円
六〇五、○〇〇〇円以上	六〇五、○〇〇〇円未満	五七五、○〇〇〇円以上	五四五、○〇〇〇円未満	五一五、○〇〇〇円以上	四八五、○〇〇〇円未満	四五五、○〇〇〇円以上	四二五、○〇〇〇円未満	三九五、○〇〇〇円以上	三七〇、○〇〇〇円未満	三五〇、○〇〇〇円以上	三三〇、○〇〇〇円未満

(略)

第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二級
六一〇、○〇〇〇円	五九〇、○〇〇〇円	五六〇、○〇〇〇円	五三〇、○〇〇〇円	五〇〇、○〇〇〇円	四七〇、○〇〇〇円	四四〇、○〇〇〇円	四一〇、○〇〇〇円	三八〇、○〇〇〇円	三六〇、○〇〇〇円
六〇五、○〇〇〇円以上	六〇五、○〇〇〇円未満	五七五、○〇〇〇円以上	五四五、○〇〇〇円未満	五七五、○〇〇〇円以上	五四五、○〇〇〇円未満	四五五、○〇〇〇円以上	四八五、○〇〇〇円未満	四二五、○〇〇〇円以上	三九五、○〇〇〇円未満

(定時決定)

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日（厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第二十三条第一項、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 (略)

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）

(定時決定)

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 (略)

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条又は第二十三条の二の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）

において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

2 (略)

（産前産後休業を終了した際の改定）

第二十三条の三 厚生労働大臣は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出生の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間ににおいて労務に従事しないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しない場合に限る。）をいい、船員たる被保険者については、船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服しないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」とい

において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 (略)

（新設）

う。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかるとらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（報酬月額の算定の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかるとらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは

（報酬月額の算定の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかるとらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項又は前項の規

前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなつた日（厚生労働省令で定める事実が生じた日）にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一（五）（略）

六 当該被保険者に係る第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2 （略）

定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなつた日（厚生労働省令で定める事実が生じた日）にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一（五）（略）

六 （新設）

2 （略）

子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。)に対する同項の規定の適用については、同項中この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額とみなされた場合には、当該みなしされた基準月の標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなしされた基準月の標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなしされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。

(未支給の保険給付)

第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2・3 (略)

4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 (略)

(受給権者)

第四十二条 (略)

一 (略)

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上

第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2・3 (略)

4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

5 (略)

(受給権者)

第四十二条 (略)

一 (略)

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年

であること。

(支給の繰上げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該老齢厚生年金を請求していかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 | 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

3 • 4 （略）

以上であること。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該老齢厚生年金を請求していかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 | 一年を経過した日後に他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付（以下の項において「他の年金たる給付」という。）の受給権者となつた者が、他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 • 4 （略）

第五十二条 (略)

2 (略)

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4 (略)

(受給権者)

第五十八条 (略)

一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。

二・三 (略)

四 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 (略)

第六十五条の二　夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有

第五十二条 (略)

2 (略)

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4 (略)

(受給権者)

第五十八条 (略)

一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。

二・三 (略)

四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第一号に該当する者が、死亡したとき。

2 (略)

第六十五条の二　夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。

第六十五条の二　夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。

するときは、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が第三十八条の二第一項若しくは第二項、前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するとときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

(削除)

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。

(産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例)

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金が第三十八条の二第一項若しくは第二項、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

2 妻に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 夫に対する遺族厚生年金は、子が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。

(新設)

第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保險者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

(免除保険料率の決定等)

第八十一条の三 (略)

2 代行保険料率は、当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることにより算定した額（第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保険料率を乗じて得た額を控除した額とする。）の収入を代行給付費（当該厚生年金基金の加入員のすべてが加入員でないとして保険給付の額を計算した場合において増加することとなる保険給付に要する費用に相当する費用をいう。）に充てることとした場合において、当該代行給付費の予想額及び予定運用収入の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものとして、政令の定めるところにより算定するものとする。

3 (7) (略)

(届出等)
第九十八条 (略)

(免除保険料率の決定等)

第八十一条の三 (略)

2 代行保険料率は、当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることにより算定した額（第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保険料率を乗じて得た額を控除した額とする。）の収入を代行給付費（当該厚生年金基金の加入員のすべてが加入員でないとして保険給付の額を計算した場合において増加することとなる保険給付に要する費用に相当する費用をいう。）に充てることとした場合において、当該代行給付費の予想額及び予定運用収入の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものとして、政令の定めるところにより算定するものとする。

3 (7) (略)

(届出等)
第九十八条 (略)

一〇二十八 (略)

二十九 第八十二条第一項、第八十二条の二、第八十二条の二の二及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第一百条の四第一項第二十七号から第三十一条までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三〇二十八 (略)

2・3 (略)

(掛金の負担及び納付義務)

第一百三十九条 (略)

2・6 (略)

7 育児休業等をしている加入員（第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている加入員及び第一百二十九条第二項に規定する加入員を除く。）を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ第八十二条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を免除する。

8 育児休業等をしている加入員（次項において準用するこの項の規定

の適用を受けている産前産後休業をしている加入員を除く。）であつて第一百二十九条第二項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育

一〇二十八 (略)

二十九 第八十二条第一項、第八十二条の二及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第一百条の四第一項第二十七号から第三十一条までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三〇二十八 (略)

2・3 (略)

(掛金の負担及び納付義務)

第一百三十九条 (略)

2・6 (略)

7 育児休業等をしている加入員（第一百二十九条第二項に規定する加入員を除く。）を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛け金のうち、免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ第八十二条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を免除する。

8 育児休業等をしている加入員であつて第一百二十九条第二項に規定す

る加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育

ときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

9| 加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(徴収金)

第一百四十条 (略)

2~8 (略)

9 育児休業等をしている当該加入員(次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている当該加入員を除く。)を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わって、前条第八項に規定する申出をすることができる。

10 当該加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項に」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項に」と、「前条第八項の」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項の」と、前項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

(新設)

第一百四十条 (略)

2~8 (略)

9 育児休業等をしている当該加入員を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わって、前条第八項に規定する申出をすることができる。

(被保険者の資格の特例)

児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

第四条の二 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、第九条及び第十条の規定にかかわらず、被保険者としない。

- 2 | 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第十二条各号に該当する者を除く。）は、第九条の規定にかかるわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

2 (略)

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないものは、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合において、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十八条第一項ただし書、第二十七条、第二十九条、第三十条、第一百二条第一項（第一号及び第二号に限る。）及び第一百四条の規定を準用する。

2 (略)

第九条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項

第四条の二 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、第九条及び第十条の規定にかかわらず、被保険者としない。

- 2 | 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く。）は、第九条の規定にかかるわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

2 (略)

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないもの（附則第四条の二第一項に該当する者を除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合において、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十八条第一項ただし書、第二十七条、第二十九条、第三十条、第一百二条第一項（第一号及び第二号に限る。）及び第一百四条の規定を準用する。

2 (略)

第九条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項

及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という。）が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第四項、第五項、次条第五項、附則第九条の四第六項並びに第十三条の五第一項及び第五項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第五項及び附則第十三条の五第一項において同じ。）は、その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。

254 (略)

5 | 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が

、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 | 老齢厚生年金の受給権者となつた日において、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害厚生年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二 | 障害厚生年金等を受けることができることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。

三 | 被保険者の資格を喪失した日（引き続き被保険者であつた場合は、引き続く被保険者の資格を喪失した日）において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金

及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第四項、次条第五項、附則第九条の四第六項並びに第十三条の五第一項及び第五項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第十三条の五第一項において同じ。）は、その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。

254 (略)

(新設)

等を受けることができるときに限る。)。

(老齢厚生年金の支給要件等の特例)

第十四条 被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(以下この条において「合算対象期間」という。)を合算した期間が十年以上である者は、第四十二条並びに附則第七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、第四十二条第二号に該当するものとみなし、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八条第一項(第四号に限る。)及び附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

2 国民年金法附則第九条第二項の規定は、合算対象期間の計算について準用する。

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

第二十八条の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2・3 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

(老齢厚生年金の支給要件等の特例)

第十四条 被保険者期間を有する者であつて、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第四十二条及び第五十八条第一項(第四号に限る。)並びに附則第七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項、第二十九条の四第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、第四十二条第二号に該当するものとみなす。

2 国民年金法附則第七条第二項の規定は、前項に規定する合算対象期間の計算について準用する。

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

第二十八条の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、第四十二条第二号に該当しない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2・3 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十九条 (略)

一・三 (略)

(削除)

2～8 (略)

(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)

第三十二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 当該基金については、第八十一条の三、第一百三十九条第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第一百四十条第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 四 (略)

第二十九条 (略)

一・三 (略)

四 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2～8 (略)

(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)

第三十二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 当該基金については、第八十一条の三、第一百三十九条第七項及び第八項並びに第一百四十条第八項及び第九項の規定を適用しない。

3 四 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日、公布日から二年以内の政令で定める日）施行）

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 (用語の定義)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ国民年金法第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第九条第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。</p> <p>一〇十九 (略)</p>	<p>附 則 (用語の定義)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ国民年金法第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。</p> <p>一〇十九 (略)</p>
<p>第七条 削除</p>	<p>第七条 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法第十一条第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p>

附則第十二条第一項第二号から第十九号までのいづれかに該当する者については、新国民年金法第十条の規定は適用しない。

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第八条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るもの）を含む。以下この条、附則第三十二条第八項、第七十八条第七項及び第八十七条第八項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料納付済期間」という。）は保険料納付済期間と、旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料免除期間」という。）は保険料免除期間と、同条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という。）は保険料免除期間と、同法第八十七条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 次の各号に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第五項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）は、国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第一項、第九条の一第一項及び第九条の二の二第一項の規定の適用について

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第八条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るもの）を含む。以下この条、附則第三十二条第六項、第七十八条第七項及び第八十七条第八項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料納付済期間」という。）は保険料納付済期間と、同条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という。）は保険料免除期間と、同法第八十七条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 次の各号に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第五項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）は、国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第一項、第九条の一第一項及び第九条の二の二第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなす。

は、保険料納付済期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

一〇四 (略)

3・4 (略)

5 次の各号に掲げる期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定の適用については合算対象期間に算入する。

一〇十一 (略)

6 (略)

7 第五項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参照して政令で定めるところによる。

一〇四 (略)

3・4 (略)

5 次の各号に掲げる期間は、国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に、同法附則第九条第一項の規定の適用については合算対象期間に、それぞれ算入する。

一〇十一 (略)

6 (略)

7 第五項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参照して政令で定めるところによる。

8 附則第十八条第一項並びに国民年金法第二十六条（同法附則第九条の二第一項及び第九条の二の二第一項において適用する場合を含む。）、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第一項の規定の適用について、平成三年四月一日前の第三種被保険者等（第三種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第四十七条第四項、第五十二条及び第八十二条第一項において同じ。）若しくは新船員組合員（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう。以下この項にお

含む。）並びに同法附則第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の二の二第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

いて同じ。）である国民年金の被保険者であつた期間又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員（以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。）であつた期間につき第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第十一條第一項及び第二項並びに第十一條の二の規定にかわらず、これらの規定によつて計算した期間の五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別（同一の月において二回以上にわたり第三種被保険者等又は新船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別）の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

9
9 (略)

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）

第八条の二 国民年金法附則第七条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」とあるのは「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は附則第九条の二の二第一項」とあるのは「若しくは附則第九条の二の二第一項又は昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項若しくは第三十二条第八項」とす

項において同じ。）である国民年金の被保険者であつた期間又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員（以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。）であつた期間につき第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第十一條第一項及び第二項並びに第十一條の二の規定にかわらず、これらの規定によつて計算した期間の五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別（同一の月において二回以上にわたり第三種被保険者等又は新船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別）の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

9
9 (略)

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）

第八条の二 国民年金法附則第七条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」とあるのは「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は附則第九条の二の二第一項」とあるのは「若しくは附則第九条の二の二第一項又は昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項若しくは第三十二条第六項」とす

る。

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第十二条 保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち、同法第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者を除く。）であつて第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するものは、同条並びに同法附則第九条の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

一〇八 （略）

九 その者の遺族（国家公務員共済組合法第一条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十一号において同じ。）が同法附則第十三条第

る。

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第十二条 保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち、同法第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）並びに同法附則第九条の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

一〇八 （略）

九 国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法

一項の規定により読み替えられた同法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができる。又は同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることができる。

（略）
十一　その者の遺族が国の施行法第八条若しくは第九条（国の施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（国の施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができる。（前号に該当する場合を除く。）

十二　地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項に規定する基準日前の同項に規定する警察職員（以下この号において単に「警察職員」という。）であつた期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十四号及び第十五号において「地方の施行法」という。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。以下この号において同じ。）に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九に規定する者であつて同条に規定する組合員期間（昭和三十六年四月

附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができる。

十一　新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項に規定する基準日前の同項に規定する警察職員（以下この号において単に「警察職員」という。）であつた期間（昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「新地方の施行法」という。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。以下この号において同じ。）に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同法附則第二十八条の四第一項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第二十八条の九に規定する者であつて

一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

十三 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十の規定の適用を受けることによりその者の遺族（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）が同法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができるること。

十四 地方の施行法第八条第一項又は第二項（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第八条第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。）、地方の施行法第四十八条第一項又は第二項に規定する地方の施行法（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第四十八条第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、同法第五十五条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）又は同法第六十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前

同条に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

十三 新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができるること。

十四 新地方の施行法第八条第一項又は第二項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八条第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。）、同法第四十八条第一項（同法第五十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第四十八条第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、同法第五十五条第一項（同法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）又は同法第六十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前

年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）。

十五 地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項若しくは第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（同法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができる（前号に該当する場合を除く。）。

十六 施行日前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則別表第二の上欄に掲げる者であつて同項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること又は同項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができる。

十七 その者の遺族（私立学校教職員共済法第二十五条において準用

十五 新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（同法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができる（前号に該当する場合を除く。）。

十六 施行日前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは同法附則別表第二の上欄に掲げる者であつて同項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができる。

十七 昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正

する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）が私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることがで

きること。

十八・十九 （略）

二十 共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

2 国民年金法附則第九条第二項の規定は、前項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

3・4 （略）

（老齢基礎年金の額の計算の特例）

第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第四項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）及び同法第二十七条の六第二項第二号中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金を受けることができる。）こと。

十八・十九 （略）

（新設）

2 新国民年金法附則第七条第二項の規定は、前項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

3・4 （略）

（老齢基礎年金の額の計算の特例）

第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第四項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(老齢基礎年金の額の加算等)

第十四条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかるらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるとときは、この限りでない。

一・二 (略)

2
5
4

(略)

第一項及び第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、附則第十七条第四項並びに同法附則第九条の二第七項、第九条の二の二第七項及び第九条の四の五第二項の規定にかかるらず、同法第二

(老齢基礎年金の額の加算等)

第十四条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかるらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けができるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2
5
4

(略)

(新設)

第十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の一の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条及び第十七条」とする。

第十五条 大正十五年四月一日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。次項において同じ。）及び保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。次項において同じ。）を有さず、かつ、次の各号のいずれかに該当するものが、同日において前条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 合算対象期間（附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）と保険料免除期間（国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものに限る。）とを合算した期間が、十年以上であること。

第十五条 大正十五年四月一日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。次項において同じ。）及び保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。次項において同じ。）を有さず、かつ、次の各号のいずれかに該当するものが、同日において前条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 合算対象期間（附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）と保険料免除期間（国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものに限る。）とを合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当すること。

2～4 (略)

5 国民年金法附則第九条第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

6 (略)

7 第一項及び第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十五条」とする。

二 附則第十二条第一項各号のいずれかに該当すること。

2～4 (略)

5 新国民年金法附則第七条第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

6 (略)

(新設)

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第一項に

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第一項に

規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上あるときに限る。

一・二 (略)

2・3 (略)

第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

(六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例)

第十八条 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）又は保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなかつたものが、同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）を合算した期間が、十年以上であること。

規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上あるときに限る。

一・二 (略)

2・3 (新設)

(六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例)

第十八条 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）又は保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなかつたものが、同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）を合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当すること。

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

6 国民年金法附則第九条第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

7 (略)

8 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八条」とする。

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第二十二条 新国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七条第二項の規定によ

二 附則第十二条第一項各号のいずれかに該当すること。

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とする。

6 新国民年金法附則第七条第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

7 (新設)

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第二十二条 新国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七条第二項の規定によ

り厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条において同じ。）の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

（遺族基礎年金の支給要件の特例）

第二十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有するもの、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したものの、旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの（平成八年改正法附則第十六条第三項及び

り厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）又は共済組合若しくは私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条において同じ。）の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

（遺族基礎年金の支給要件の特例）

第二十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有するもの、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したものの、旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に関し必要な経過措

成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)

の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(寡婦年金及び死亡一時金の特例)

第二十九条 (略)

第二十九条 (略)

第三十条 削除

置は、政令で定める。

(寡婦年金及び死亡一時金の特例)

第二十九条 附則別表第一の上欄に掲げる者が死亡した場合における国民年金法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第二十九条 (略)

第三十条 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法附則第九条の三第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例)

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五

(施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例)

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五

十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していたもの（寡婦年金にあつては、死亡したこれらの者の妻）については、附則第十五条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法第三十七条第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（旧国民年金法による給付）

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十三項まで、第十五項及び第十六項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項から第七項までの規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これ

十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していたもの（寡婦年金にあつては、死亡したこれらの者の妻）については、附則第十五条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法第三十七条第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（旧国民年金法による給付）

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで及び第十三項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づ

らの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（表略）

3
4
（略）

5
国民年金法第二十七条の六の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、国民年金法第二十七条の六条第二項第一号中「を乗じて得た額」とあるのは、「を乗じて得た額に保険料納付済期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第一項の規定により第一号被保険者としての被保険者期間とみなされたものに限る。）の月数と保険料免除期間の月数とを合算した月数を同法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第一百八十一号）に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額」とするほか、必要な技術的読み替えその他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6
国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において

く命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（表略）

3
4
（新設）

（新設）

て、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 | 国民年金法第三十三条から第三十三条の三までの規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 | 15 | (略)
16 | 国民年金法第二百八条第二項及び第二百八条の二の三の規定は、第五項から第七項までの規定により同法の規定を準用する老齢年金、通算老齢年金及び障害年金に関する処分について準用する。

(国民年金事業に要する費用の負担の特例)

第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一・二 (略)

三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則

第十七条第一項の規定による加算額の総額

四・九 (略)

2 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「次号、第三号及び第四号イに掲げる額」とあるのは「次号、第三号及び第四号イに掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定す

5 | 13 | (新設)
6 | 13 | (略)
第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一・二 (略)

三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則

第十七条の規定による加算額の総額

四・九 (略)

2 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定す

る費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額に相当する部分の費用を除く。) の額」と、同項第二号イ中「四百八十」とあるのは「四百八十(昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数)」と、同項第四号イ中「

第二十七条の六第二項」とあるのは「第二十七条の六第二項(昭和六十改正法附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。)」と、「特例老齢加算額」とあるのは「特例老齢加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、昭和六十改正法附則第八十七条の四第二項に規定する特例船保老齢加算額、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条の二第二項に規定する特例共済退職加算額、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条の二第二項に規定する特例農林退職加算額」と、「第三十三条の三第二項」とあるのは「第三十三条の三第二項(昭和六十改正法附則第三十二条第七項において準用する場合を含む。)」と、「特例障害加算額」とあるのは「特例障害加算額、昭和六十改正法附則第七十八条の五第二項に規定する特例厚生障害加算額、昭和六十改正法附則第八十七条の五第二項に規定する特例船保障害加算額、平成八年改正法附則第十六条の三第二項に規定する特例共済障害加算額、平成十三年統合法附則第十六条の三第二項に規定する特例農林障害加算額」と、同号ロ中「第二十九条の三第二項の規定」とあるのは「第二十九条の三第二項の規定(昭和六十改正法附則第三十二条第六項において準用する場合、昭和六十改正法附則第十八条第十三項及び第八十七条第十六項、平成八年改正法附則第十六

る額の三分の一に相当する額に相当する部分の費用を除く。)の額」と、「四百八十」とあるのは「四百八十(昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数)」と読み替えるものとする。

条第十四項並びに平成十三年統合法附則第十六条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

3～5 (略)

第三十五条 (略)

2 国民年金の管掌者たる政府は、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用(昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号イに掲げる額、昭和六十一年地方公務員共済改正法附則第六百二十条第五号イに掲げる額及び昭和六十一年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を除き、昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号ロに掲げる額、昭和六十一年地方公務員共済改正法附則第六百二十条第五号ロに掲げる額及び昭和六十一年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を加えた額に相当する費用とする。)として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、年金保険者たる共済組合等に対して交付する。

一～三 (略)
3・4 (略)

(第四種被保険者に関する経過措置)

第四十三条 (略)

2～11 (略)

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十一条の一及び第

3～5 (略)

第三十五条 (略)

2 国民年金の管掌者たる政府は、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、年金保険者たる共済組合等に対して交付する。

一～三 (略)
3・4 (略)

(第四種被保険者に関する経過措置)

第四十三条 (略)

2～11 (略)

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十一条の一の規定

八十二条の二の二の規定は適用しない。

第四十八条 (略)

2 附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間は、厚生年金保険法第四十二条第二号（同法附則第七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三及び第二十九条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第五十八条第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八条の四の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

3 附則第八条第八項の規定は、厚生年金保険法第四十二条第二号及び第五十八条第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八条の四の規定を適用する場合における第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間の計算について準用する。

4 (7) (略)

(老齢厚生年金の支給要件の特例)

第五十七条 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。以下この条において同じ。）を有する者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当しない者（同法附則第十四条第一項の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を除く。）であつて附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するも

は適用しない。

第四十八条 (略)

2 附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間は、厚生年金保険法第四十二条第二号（同法第五十八条第一項第四号、附則第七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び同法附則第十四条第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

3 附則第八条第八項の規定は、厚生年金保険法第四十二条第二号及び同法附則第十四条第一項の規定を適用する場合における第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間の計算について準用する。

4 (7) (略)

(老齢厚生年金の支給要件の特例)

第五十七条 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。以下この条において同じ。）を有する者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当しない者（同法附則第十四条第一項の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を除く。）であつて、附則第十二条第一項各号のいずれかに該当するものは、同法第四十二条及び第五十八条第一項（第四号に限る。）並びに附則第

のは、同法第四十二条並びに附則第七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項及び第二十九条第一項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当するものとみなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第十四条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）であつて附則第十二条第一項第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第五十八条第一項（第四号に限る。）及び同法附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）

第六十三条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、同法附則第八条及び第二十八条の三並び

七条の三第一項、第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十二条第二号に該当するものとみなす。

（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）

第六十三条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、同法附則第八条及び第二十八条の三並び

に平成六年改正法附則第十五条及び第十六条の規定を適用せず、旧厚生年金保険法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの人について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

第七十四条 配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その配偶者が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 (4) (略)

5 厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族厚生年金」とあるのは「配偶者に対する遺族厚生年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年

に平成六年改正法附則第十五条及び第十六条の規定を適用せず、旧厚生年金保険法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの人について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 (4) (略)

5 新厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族厚生年金」とあるのは「妻に対する遺族厚生年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第

法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く。) 「と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は昭和六十年改正法附則第七十四条第二項の規定によりその額が加算された遺族厚遺族厚生年金」とする。

6 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付 (附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による年金たる保険給付を含む。) 及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項から第十四項まで並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項、第七十五条、第七十八条の四並びに第七十八条の五の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項、第九項、第十三項及び第十四項並びに附則第五十六条第二項及び第六項、

三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く。) 「と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は昭和六十年改正法附則第七十四条第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金」とする。

6 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付 (附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。) 及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項及び第九項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を

第七十八条の四並びに第七十八条の五の規定を適用する場合を除き、
旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（表略）

3
3
12
（略）

13 旧厚生年金保険法による老齢年金等（旧厚生年金保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第七十八条の四において同じ。）のうち、第二項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読み替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 国民年金法第一百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（表略）

3
3
12
（新設）
（略）

（新設）

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例)

(新設)

第七十八条の四 旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧厚生年金保険法による老齢年金等の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保險者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第二項及び第三項の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による老齢年金等に係る特例厚生老齢加算額の加算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の五 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例厚生障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第

（新設）

百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。|

5 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国

民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6 | 前各項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による障害年金に係る特例厚生障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧船員保険法による給付)

第八十六条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日ににおいて旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、同法附則第八条及び第二十八条の三並びに平成六年改正法附則第十五条の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号。以下「改正前の法律第百五号」という。）中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ一の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中一

(旧船員保険法による給付)

第八十六条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日ににおいて旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、同法附則第八条及び第二十八条の三並びに平成六年改正法附則第十五条の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号。以下「改正前の法律第百五号」という。）中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に

二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3～6 (略)

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、第六十九条第二項、前条、第八十七条の四並びに第八十七条の五の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項、第十項、第十六項及び第十七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで並びに第八十七条の四及び第八十七条の五の規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、

を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

政令で定める。

(表略)

4
4
15
(略)

(表略)
(新設)

4
4
15
(略)

16 | 旧船員保険法による老齢年金等（旧船員保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第八十七条の四において同じ。）のうち、第三項の規定により読み替えられた旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読み替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17 | 国民年金法第一百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧船員保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例)

(新設)

18 | 第八十七条の四 旧船員保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧船員保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 | 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた

		日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の旧船員保険法による老齢年金等の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保老齢加算額(七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧船員保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる船員保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)をいう。)を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
3		国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧船員保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。
4		前三項に定めるもののほか、旧船員保険法による老齢年金等に係る特例船保老齢加算額の加算に關し必要な事項は、政令で定める。
5	第八十七条の五	旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)の受給権者であつて、前年の所得(一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。)が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。
2	前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する	

(新設)

月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の障害年金の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保障害加算額(七万二千円)に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)をいう。)を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例船保障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6| 前各項に定めるもののほか、旧船員保険法による障害年金に係る特例船保障害加算額の加算に關し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第九十九条の三 附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市(特

(事務の区分)

第九十九条の三 附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市(特

別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている旧法による福祉手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

附則第三十二条第十六条項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている旧法による福祉手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（新設）

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則 (改正前国共済法による給付等)	附 則 (改正前国共済法による給付等)
2	第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十一項から第十三項まで並びに附則第十七条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十一項から第十三項まで並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
3 3 13 (略)	2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで並びに次条、附則第十六条の三及び第十七条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。	2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。
14 14 旧国共済法による退職年金等（旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち退職年金（六十五歳以		

2	<p>（旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例）</p> <p>第十六条の二　旧国共済法による退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。</p> <p>前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧国共済法によ</p>	<p>上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び次条において同じ。）のうち、第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項第一号に規定する額（減額退職年金については同号に規定する額に第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあつては第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>15 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧国共済法による退職年金等に関する处分について準用する。</p>
---	---	---

(新設)

る退職年金等の額は、前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に当該旧国共済法による退職年金等の額の計算の基礎となる旧適用法人共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧国共済法による退職年金等の支給について、国民年金法第一百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧国共済法による退職年金等に係る特例共済退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある者に支給されるものに限る。第六項において「旧国共済法による障害年金」という。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することがで

（新設）

きる。

2| 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例共済障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第一百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する处分について準用する。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6| 前各項に定めるもののほか、旧国共済法による障害年金に係る特例

共済障害加算額の加算に必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第十六条の四 附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十七条 附則第十六条第一項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、改正前国共済法附則第二十条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

(略)

3 2 附則第十六条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該年金たる給付の額の改定に伴う必要な措置については、政令で定める。

(新設)

第十七条 前条第一項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、改正前国共済法附則第二十条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

(略)

3 2 前条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該年金たる給付の額の改定に伴う必要な措置については、政令で定める。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則 (移行年金給付) 第十六条 (略)	附 則 (移行年金給付) 第十六条 (略)
21 3 3 20 (略)	<p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項及び第十九項から第二十二項まで並びに次条並びに附則第十六条の三の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項、次条第二項及び附則第十六条の三第二項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
21 3 3 20 (新設)		

21 移行農林退職年金等（移行農林年金のうち退職年金（六十五歳以上の者の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者

に支給されるものに限る。) 及び通算退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)をいう。次項及び次条において同じ。)のうち、第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項第一号に規定する額(減額退職年金にあつては同号に規定する額に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十一条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあつては第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する額とする。)に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読み替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

(移行農林退職年金等の額の加算に係る特例)

第十六条の二 移行農林退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、移行農林退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の移行農林退職年

(新設)

<p>2 </p> <p>前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属す</p>	<p>金等の額は、前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に旧農林共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。</p>
<p>3 </p> <p>国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された移行農林退職年金等の支給について、同法第一百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は当該移行農林退職年金等に関する处分について準用する。</p>	<p>4 </p> <p>前三項に定めるもののほか、移行農林退職年金等に係る特例農林退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

(新設)

<p>第十六条の三 移行農林年金のうち障害年金（旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級又は二級に該当する者に支給するものに限る。第六項において「移行農林障害年金」という。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。</p>
--

る月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
3 旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例農林障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。
4 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第一百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。
5 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。
6 前各項に定めるもののほか、移行農林障害年金に係る特例農林障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

(新設)

第十六条の四 附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用する国民年金法第一百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱い）

第十七条 附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十七条第一項の規定は、移行農林年金のうち通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金（旧農林共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合について準用する。

2 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に掲げる者（特例退職共済年金の受給権者を除く。）が、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等（旧農林共済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭和

（退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱い）

第十七条 前条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十七条第一項の規定は、移行農林年金のうち通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金（旧農林共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の受給権を取得した場合について準用する。

2 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に掲げる者（特例退職共済年金の受給権者を除く。）が、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等（旧農林共済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭和

六十年農林共済改正法附則第十一條第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。）が二十五年に満たないときは、この限りでない。

（表略）

2
（略）
9

六十年農林共済改正法附則第十一條第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。）が二十五年に満たないときは、この限りでない。

（表略）

2
（略）
9

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）抄（公布日施行）
 （第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （国債の交付）</p> <p>第十四条の四　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4 第一項の規定により発行する国債については、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。</p> <p>（削除）</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p> <p>（国債の償還等）</p> <p>第十四条の五　年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。</p>	<p>附 則 （国債の交付）</p> <p>第十四条の四　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。</p> <p>5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。</p> <p>6 第一項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p> <p>（新設）</p>

2| 政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、
その償還をしなければならない。

3| 政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかるわらず、国民年金事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4| 前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5| 第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第二号）の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

6| 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第十四条の六 年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第十四条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債

（新設）

を保有するに至ったときは、附則第十四条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2| 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3| 前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4| 前二項に定めるもののほか、附則第十四条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の交付)

第三十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行する国債については、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(削除)

(国債の交付)

第三十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

5| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

6| 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

- 第三十二条の五 年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。
- 2 政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法第一条第二項の規定にかかるらず、厚生年金保険事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるとときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。
- 4 前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。
- 5 第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(新設)

(国債の返還等)

(新設)

第三十二条の六 年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第三十二条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第三十二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4 前三項に定めるもののほか、附則第三十二条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の七 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第三十二条の二前段の

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の五 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第三十二条の二前段の

規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行日（一部公布日から二年以内の政令で定める日、同法附則第一条第三号の施行日及び平成二十八年四月一日）施行）

（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
		現 行	

（検討）
第三条（略）
2（略）
(削除)

（検討）
第三条（略）
2（略）
3 | 2 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

（国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置）
第七条 平成二十五年度までの各年度における国民年金法による年金たる給付（附加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二条第

（国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置）
第七条 平成二十五年度までの各年度における国民年金法による年金たる給付（附加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二条第

七項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

第十条 平成二十六年四月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

1 (略) 15 (略)

五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

第十条 別に法律で定める月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

1 (略) 15 (略)

第十条の二 特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者に支給する老齢基礎年金についての国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項第二号中「保険料四分の一免除期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第十条第一項第二号の規定による月数の計算の基礎となる期間に係る保険料四分の一免除期間」と、「第二十七条各号」とあるのは「同法附則第十条第一項各号」とする。

（新設）

（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）

第十三条 （略）

2 (6) （略）

7 平成十九年度から平成二十六年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七条第三号、第五号及び第七号（平成十九年度及び平成二十年度には、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号）に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）

第十三条 （略）

2 (6) （略）

7 平成十九年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七条第三号、第五号及び第七号（平成十九年度及び平成二十年度には、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号）に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

第十五条 削除

(基礎年金の国庫負担に要する費用の財源)

第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条规定（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改訂する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(削除)

(基礎年金の国庫負担割合の引上げ)

第十五条 基礎年金については、平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第一百四条の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。

2 | 前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「図られる年度」とあるのは、「図られる年度のいづれかの月」と読み替えるものとする。

第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 | 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十五年三月

以前の期間を除く。)に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 (略)

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間(第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかるわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(第四条規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 (略)

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間(第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかるわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～三 (略)

3～6

(略)

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源)

第三十二条の七 特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の七 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第三十二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）抄（公布日施行）

（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	改正案	附則
		<p>（平成二十四年度における基礎年金の国庫負担及び厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に係る国債の交付に関する経過措置）</p> <p>第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の四第一項及び第三十二条の四第一項の規定は、別に法律で定める日までは、適用しない。</p>
	<p>第六条及び第七条 削除</p> <p>（平成二十四年度の国家公務員共済組合制度の基礎年金拠出金の負担に係る国債の交付に関する経過措置）</p> <p>第六条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の四第一項の規定は、別に法律で定める日までは、適用しない。</p> <p>（平成二十四年度の私立学校教職員共済制度の基礎年金拠出金に対する国の補助に係る国債の交付に関する経過措置）</p> <p>第七条 第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の四第一項の規定は、別に法律で定める日までは、適用しない。</p>	<p>（平成二十四年度の私立学校教職員共済制度の基礎年金拠出金に対する国の補助に係る国債の交付に関する経過措置）</p> <p>第七条 第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の四第一項の規定は、別に法律で定める日までは、適用しない。</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）抄

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ったための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日、公布日から二年以内の政令で定める日及び平成二十八年四月一日）施行）

（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となるないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となるないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。
イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ロ・ハ （略）	イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹 ロ・ハ （略）
三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び	三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び

祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいふ。

四〇七（略）

2・3（略）

（標準報酬）

第四十二条（略）

2・3（略）

（略）

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

5～8（略）

9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場

祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいふ。

四〇七（略）

2・3（略）

（標準報酬）

第四十二条（略）

2・3（略）

（略）

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

5～8（略）

9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場

合を含む。) の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

10
(略)

11| 10
組合は、産前産後休業(出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいう。以下同じ。)を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下この条において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始

合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

10
(新設)
(略)

している組合員は、この限りでない。

12 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の

翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

13 組合員の報酬月額が第二項、第五項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第七項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらによる当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十二条の二 （略）

2 前条第十三項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例）

第七十三条の二 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、

（新設）

11 組合員の報酬月額が第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、

これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十二条の二 （略）

2 前条第十一項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例）

第七十三条の二 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、

当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。) の標準報酬の月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十二条の二の規定を適用する。

一〇五 (略)

六 当該組合員が第一百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業

を開始したとき。

2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員(同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。)に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると

当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。) の標準報酬の月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十二条の二の規定を適用する。

一〇五 (略)

(新設)

2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が十年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。
- 二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上である者となつたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
- 一 六十五歳以上であること。
 - 二 一年以上の組合員期間を有すること。
 - 三 組合員期間等が十年以上であること。

（支給の繰下げ）

- 第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法

きは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。
- 二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
- 一 六十五歳以上であること。
 - 二 一年以上の組合員期間を有すること。
 - 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（支給の繰下げ）

- 第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条にお

による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 | 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 | 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者　他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 | 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

3・4 | （略）

（遺族共済年金の受給権者）

第八十八条　組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪）の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

いて同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）若しくは国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 | 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（以下この項において「障害共済年金等」という。）の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3・4 | （略）

（遺族共済年金の受給権者）

第八十八条　組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪）の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

二・三 (略)

四 退職共済年金の受給権者（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 (略)

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 夫、父母又は祖父母（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、配偶者が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族共済年金が第七十四条の二第一項若しくは第二項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

（削除）

二・三 (略)

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 (略)

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規

4| 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

の停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5| 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

定を準用する。

5| 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

の停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6| 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

（育児休業期間中の掛金の特例）

第一百条の二 育児休業等をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第一百条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第一百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

（新設）

第一百条の二 育児休業等をしている組合員（第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

（負担金）

第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規

（負担金）

第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規

定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額（第百条の二及び第百条の二の二）の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならぬ。

2～4 （略）

附 則

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二条 （略）

2～8 （略）

9 第百条の二及び第百条の二の二の規定は、特例退職組合員について

は、適用しない。

10 （略）

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が十年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2～7 （略）

（退職共済年金の特例）

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2～4 （略）

附 則

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二条 （略）

2～8 （略）

9 第百条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

10 （略）

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2～7 （略）

（退職共済年金の特例）

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が十年以上であること。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第六項及び附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 ～ 5
(略)

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。
一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときにつきる。）。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 ～ 5
(略)

(新設)

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、
退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、
引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受
給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受
けることができるときに限る。）。

（衛視等に対する退職共済年金等の特例）

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の
適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)	(略)	(削除)		(削除)
	(略)			

（衛視等に対する退職共済年金等の特例）

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の
適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号 第一条 第七十六条 第一項第一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間 以外の国民年金法第五条第二項に規定す る保険料納付済期間、同条第三項に規定 する保険料免除期間及び同法附則第七条 第一項に規定する合算対象期間を合算し た期間をいう。以下同じ。）が二十五年 以上である者	号 第二項第三 第七十六条 組合員期間等が二十五年以上	号 第一条 第七十六条 組合員期間等が二十五年以上	号 第一条 第七十六条 組合員期間等が二十五年以上	号 第一条 第七十六条 組合員期間等が二十五年以上
する特定衛視 第一項に規定 附則第十三条	(略)	(略)	(略)	(略)
する特定衛視 第一項に規定 附則第十三条	(略)	等 第一項に規定 する特定衛視 第一項に規定 附則第十三条	等 第一項に規定 する特定衛視 第一項に規定 附則第十三条	等 第一項に規定 する特定衛視 第一項に規定 附則第十三条

2	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

(定年等による退職をした者に係る遺族共済年金の特例)

第十二条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるときは、第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(遺族共済年金の受給資格の特例)

第十二条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月末満である場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

2	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)

第十三条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであるときは、第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)

第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月末満である場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十二条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三 （略）

（削除）

2～7 （略）

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三 （略）

（削除）

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2～7 （略）

◎ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）
 （第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

		別表（第八条、第九条、第二十五条関係）		改 正 案		現 行	
新法第七十 三条第二項	新法第七十 三条第一項	新法第七十 六条第一項	新法第七十 六条第二項	新法第七十 六条第二項	新法第七十 六条第二項	新法第七十 六条第二項	新法第七十 六条第二項
新法第七十 三条第二項	（削除）				（削除）		
新法第七十 三条第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号						

新法第七十 三条第二項	組合員期間等が二十五年以上である者						
新法第七十 三条第一項	（削除）						

(略)	(削除)	(略)		組合員期間が二十年以上である者
(略)		(略)		国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 （昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第八条に規定する者若しくは施行法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は施行法第二十五条各号のいずれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）
(略)		(略)		

(略)	第三号	新法附則第十二条の三	(略)	
(略)		組合員期間等が二十五年以上	(略)	る者
(略)	定衛視等	特定更新組合員等又は特	(略)	定衛視等

◎ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百五号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る

税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日）施行

（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（退職共済年金等の支給要件の特例）

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者（共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」という。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、共済法第八十八条第一項第四号並びに附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である

附 則

（退職共済年金等の支給要件の特例）

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者（共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」という。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項、第二項及び第九項並びに第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号までを除く。）のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で同日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号まで及び第二十号を除く。）のいずれかに該当するときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（第一項の規定の適用を受けた者を除く。）で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、旧施行法及び旧通則法（国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）をいう。次項において同じ。）の規定の例によるとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 組合員期間等が十年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、共済法第七十六条、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者でないものとみなす。

5 (略)

第二十九条 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三

年以上である者であるものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（第一項の規定の適用を受けた者を除く。）で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、旧施行法及び旧通則法（国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）をいう。次項において同じ。）の規定の例によるとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、共済法第七十六条、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなす。

5 (略)

第二十九条 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条规定た

十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2・3 （略）

4 共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者」に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者」に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5・6 （略）

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十一条 国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条並びに附則第六十四条第四号及び第五号において同じ。）は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一・二 （略）

2・3 （略）

（退職年金等の額の加算に係る特例）

だし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び九条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2・3 （略）

4 共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻」に対する遺族共済年金」とあるのは「妻」に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5・6 （略）

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十一条 国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる长期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一・二 （略）

2・3 （略）

（新設）

第四十条の二 退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が

、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第三十五条若しくは第三十七条又は前条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4 前三项に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

（新設）

第四十条の三 退職年金等のうち、附則第三十五条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金については附則第四十条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十二条の二 障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改

（新設）

定する。

- 3 | 障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 | 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。
- 5 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

- 6 | 前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等）
第四十八条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定（附則第四十条の二及び第四十二条の二の規定を除く。）による改定後の額

- 二 （略）
2・3 （略）

（旧共済法による長期給付に要する費用の負担）

第六十四条 旧共済法による年金（施行日以後に支給される旧共済法又

（旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等）
第四十八条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

- 二 （略）
2・3 （略）

（旧共済法による長期給付に要する費用の負担）

第六十四条 旧共済法による年金（施行日以後に支給される旧共済法又

は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。）の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一（三）（略）

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用（次号口に掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）については、同項の規定の例により、国等が負担する。

五 当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額から口に掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国等が負担する。

（新設）

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国等が負担する。

イ 附則第四十条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十二条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ 附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

六 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

五 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

◎ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）抄（公布日施行）
 （第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	（国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百三十号）による改正後）現行
	附 則	第八条 （略）	第八条 （略）
2・5 （略）	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の八において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	2・5 （略）	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の六において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。
（国債の交付） 第八条の四 （略）	4 第一項の規定により発行する国債については、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。 （削除）	（国債の交付） 第八条の四 （略）	4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
2・3 （略）	5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項につい	2・3 （略）	4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

ては、別に法律で定める。

5| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第八条の五 国家公務員共済組合連合会は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2| 政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3| 政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかるわらず、法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4| 前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5| 第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法

(新設)

6| 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

律第^二号)の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

6| 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関する必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第八条の六 国家公務員共済組合連合会は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第八条の三前段の規定による負担のうち国に係るものを行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第八条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2| 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3| 前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4| 前三項に定めるもののほか、附則第八条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(国の負担する額等の国家公務員共済組合への払込み)

(新設)

(国の負担する額等の国家公務員共済組合への払込み)

第八条の七 国は、平成二十六年度以後の各年度において、予算で定めることにより、附則第八条の三前段の規定により国が負担すべき額から附則第八条の四第二項の予算で定める額を控除した額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に達するまでの金額を国家公務員共済組合に払い込むものとする。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の八 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第八条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするように、国の負担に係るものについては必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第八条の五 国は、前条第五項に規定する国債の償還が行われる年度において、予算で定めるところにより、附則第八条の三前段の規定により国が負担すべき額から前条第二項の予算で定める額を控除した額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に達するまでの金額を国家公務員共済組合に払い込むものとする。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の六 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第八条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするように、国の負担に係るものについては必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

◎ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）抄 （社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行日施行）

（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行 法 律 号
<p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2／5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の八において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第八条の八において同じ。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	<p>（国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百三十号）による改正後）</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2／5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の八において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>

<p>（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）</p> <p>第八条の八 特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財</p>	<p>（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）</p> <p>第八条の八 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定に</p>
--	---

源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

より納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第八条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするよう、国の負担に係るものについては必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）抄
 （社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日、公布日から一年以内の政令で定める日及び平成二十八年四月一日）施行）

（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹</p> <p>ロ・ハ （略）</p>
<p>三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び</p>	

祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四〇六 （略）

2・3 （略）

（退職共済年金の受給権者）

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が十年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一・二 （略）

三 組合員期間等が十年以上であること。

（支給の繰下げ）

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した

祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四〇六 （略）

2・3 （略）

（退職共済年金の受給権者）

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一・二 （略）

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（支給の繰下げ）

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した

日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法に退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

- 2 1 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

- 2 1 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）

年を経過した日

3・4 （略）

（遺族共済年金の受給権者）

第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

二・三 （略）

四 退職共済年金の受給権者（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 （略）

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、配偶者が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族共済年金が第七十六条の二第一項若しくは第二項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3・4 （略）

（遺族共済年金の受給権者）

第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

二・三 （略）

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 （略）

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

ない。

3 配偶者に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

(削除)

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第一百四条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたとき

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死

亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第一百四条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休

は、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日までの期間に係る掛金は、徴収しない。

2 (略)

一〇四 (略)

五 当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業（出産の日

（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を開始したとき。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第一百四条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第一百四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第一百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第一百四条の二第一項及び第一百四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第一百四条の二第二項の規定

業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

2 (略)

一〇四 (略)

（新設）

（新設）

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第一百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第一百四条の二第一項規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当す

により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2～4 （略）

（団体組合員に係る費用の負担の特例）

第一百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担すべき毎月の掛金及び負担金（第一百四十四条の二第一項及び第一百四十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第一百四十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、翌月末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。

2～5 （略）

附 則

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十八条 （略）

2～7 （略）

8 第百四十四条の二第一項及び第一百四十四条の二の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

9 （略）

（退職共済年金の特例）

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
一 六十歳以上であること。

する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2～4 （略）

（団体組合員に係る費用の負担の特例）

第一百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担すべき毎月の掛金及び負担金（第一百四十四条の二第一項の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、翌月末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。

2～5 （略）

附 則

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十八条 （略）

2～7 （略）

8 第百四十四条の二第一項の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

9 （略）

（退職共済年金の特例）

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
一 六十歳以上であること。

- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
三 組合員期間等が十年以上であること。

第二十条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第二十四条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第六項及び附則第二十四条の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 (略)

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が

、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、

第二十条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第二十四条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第二十四条の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 (略)

(新設)

2 (略)

退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるとき）に限る。）。

（警察職員に対する退職共済年金の特例）

第二十八条の四 警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

一・二 （略）

2 前項に規定する警察職員に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号に

（警察職員に対する退職共済年金の特例）

第二十八条の四 警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一・二 （略）

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号に

掲げる者に該当するものと、第八十条第一項（附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条の二第二項第一号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合は、第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

3 (略)

（定年等による退職をした者に係る遺族共済年金の特例）

第二十八条の九 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に

イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項（附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上であるものと、附則第二十条の二第二項第一号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

3 (略)

（定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例）

第二十八条の九 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に

組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるときは、第九十九条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(遺族共済年金の受給資格の特例)

第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月末満である場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この

組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであるときは、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)

第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月末満である場合は、この限りでない。

一 (略)

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この

限りでない。

一〇三 (略)

(削除)

2
6 (略)

この限りでない。

一〇三 (略)

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2
6 (略)

◎ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（年金条例職員であつた更新組合員の特例）	（年金条例職員であつた更新組合員の特例）
<p>第八条 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退隠料の最短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものの当該退職年金条例による施行日前の条例在職年（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この項及び次項において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等（新法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。</p> <p>（表略）</p>	<p>第八条 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退隠料の最短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものの当該退職年金条例による施行日前の条例在職年（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この項及び次項において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等（新法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。</p> <p>（表略）</p>

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退隠料の最

短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたもの（施行日直前の条例在職年に係る年金条例職員期間以外の年金条例職員期間を有する者に限る。）のうち前項の規定に該当しない者の施行日前の条例在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとなす。

（表略）
(略)

4 第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、第十六条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項第三号）の規定の適用についてはその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第

短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたもの（施行日直前の条例在職年に係る年金条例職員期間以外の年金条例職員期間を有する者に限る。）のうち前項の規定に該当しない者の施行日前の条例在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

（表略）
(略)

4 前三项の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、第十六条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項第三号、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附则第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第

二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号口(2)の規定の適用についてはその者は同号口(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

(共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例)

(共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特例)

組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であると、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるとみなす。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、前条第四項の規定を準用する。

(特殊の期間の通算)

第十条 組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条の規定の適用を受ける者を除く。）で、その組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるものは、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一〇六 (略)

組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 前二項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、前条第四項の規定を準用する。

(特殊の期間の通算)

第十条 組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条の規定の適用を受ける者を除く。）で、その組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

一〇六 (略)

組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条又は前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、学校給食に関する単純な労務その他地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者（地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項において「特定事務従事者」という。）であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者（組合員期間が二十年未満である者に限る。）のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となり、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号。以下この項及び次項において「昭和五十年法律第八十号」という。）の施行の日まで引き続いて職員であつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつたものに限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。）が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事者であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条又は前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、学校給食に関する単純な労務その他地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者（地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項において「特定事務従事者」という。）であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者（組合員期間が二十年未満である者に限る。）のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となり、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号。以下この項及び次項において「昭和五十年法律第八十号」という。）の施行の日まで引き続いて職員であつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつたものに限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。）が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事者であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3

組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条又は前二項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員以外の地方公務員として地方公共団体の事務のうち学校給食に関する単純な労務その他の政令で定める特定の事務に従事していた者（以下この項において「特定事務従事地方公務員」という。）であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者（組合員期間が二十年未満である者に限る。）のうち、昭和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地方公務員であったもので引き続いた職員となり、昭和五十四年法律第七十三号附則第一条第一項第一号に定める日まで引き続いた職員であつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。）が同項第一号に定める日から昭和六十五年十一月十九日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続いた当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除了した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者である者であるものとみなす。

4 第一項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者又

ものとみなす。

3

組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条又は前二項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員以外の地方公務員として地方公共団体の事務のうち学校給食に関する単純な労務その他の政令で定める特定の事務に従事していた者（以下この項において「特定事務従事地方公務員」という。）であつたもので引き続いた職員となつたもの又は更新組合員以外の者（組合員期間が二十年未満である者に限る。）のうち、昭和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地方公務員であったもので引き続いた職員となり、昭和五十四年法律第七十三号附則第一条第一項第一号に定める日まで引き続いた職員であつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。）が同項第一号に定める日から昭和六十五年十一月十九日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続いた当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除了した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

4 前三項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、第八条第四項の規定を準用する。

は前項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、第八条第四項の規定を準用する。

5 第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者又は第三項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定（第二項又は第三項の規定を除く。）の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

6 （略）

（遺族共済年金の受給資格の特例）

第十一条 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、その者の組合員期間等（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日前の通算対象期間（旧通算年金通則法に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、明治四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者については昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 次に掲げる者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

一・二 （略）

5 更新組合員以外の者で第二項又は第三項の規定の適用を受けるものに係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定（第二項又は第三項の規定を除く。）の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

6 （略）

（退職共済年金の受給資格の特例）

第十一条 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、その者の組合員期間等（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日前の通算対象期間（旧通算年金通則法に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、明治四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者については昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 次に掲げる者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

一・二 （略）

(地方公共団体の長の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第四十八条 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものの施行日直前の条例在職年（第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。）のうち前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年月数に、十二年をその者に係る知事等としての退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月末満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年月数とを合算した年月数が二年以上であるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

3 2 (略)

第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条

(地方公共団体の長の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第四十八条 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満の知事等であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものの施行日直前の条例在職年（第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年をいう。）のうち前条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年の年月数に、十二年をその者に係る知事等としての退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月数（一月末満の端数があるときは、これを一月とする。）と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年月数とを合算した年月数が二年以上であるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

3 2 (略)

前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条

第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項(新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第二百二条第一項及び新法附則第二十四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上であるものと、第四十九条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上であり、かつ、地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第一百四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

いて同じ。) の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項(新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第一百二条第一項及び新法附則第二十四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものと、第四十九条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上であり、かつ、地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

警察職員の退職共済年金の受給資格に関する特例

第五十五条 警察職員であつた期間が十五年（新法附則第二十八条の四

(警察職員の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第五十五条 警察職員であつた期間が十五年（新法附則第二十八条の四

第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。）未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員である職員であつたもの施行日前の警察在職年の年月数と施行日以後の警察職員であつたものの施行日前の警察在職年の年月数と施行日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者である十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一〇三 (略)

3 第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者と同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二

第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。）未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員である職員であつたもの施行日前の警察在職年の年月数と施行日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一〇三 (略)

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二

新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の二第二項及び新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例に第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については組合員期間の四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は組合員期間が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十ある者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

（消防職員であつた更新組合員の退職共済年金の受給資格の特例）

第六十二条 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退隱料の最短年金年限の年数が第八条第一項の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものの当該退職年金条例による施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年

十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十分月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

（消防職員であつた更新組合員の退職共済年金の受給資格の特例）

第六十二条 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退隱料の最短年金年限の年数が第八条第一項の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたものの当該退職年金条例による施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年

金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年の年月数と施行日以後の消防組合員であつた期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者は、新法第十九条第一項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上でありかつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「施行日前の年金条例職員期間（その者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。）」のうち消防職員としての年金条例職員期間（その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間（退職年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年」と読み替えるものとする。

金条例の規定により当該消防職員としての年金条例職員期間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職員期間又は消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間（退職年金条例の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条例職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間については、当該換算した期間とする。）を含む。）に係る条例在職年」と読み替えるものとする。

2

3 第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項

に規定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合には、その者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上で

2

前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上ある者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二项第三号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上ある者であるものと、新法附則第二十条の二第二項第一号（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上ある者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七

ある者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百八号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日）施行）

（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 案	現 行
（退職共済年金の支給要件の特例）	（退職共済年金の支給要件の特例）	（退職共済年金の支給要件の特例）
<p>第十二条 組合員期間等が二十五年未満である者（地方公務員等共済組合法附則の規定及び新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、地方公務員等共済組合法第九十九条第一項第四号並びに附則第二十六条第一項から第四項まで及び第十二項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。</p> <p>2 組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、施行日前に地方公共団体の長であつた期間（新施行法第四十七条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該地方公共団体の長であつた期間に算入された期間及び当該地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を十二年以上有するとき、又は組</p>	<p>第十三条 組合員期間等が二十五年未満である者（新共済法附則の規定及び新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十八条、第九十九条第一項第四号、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、附則第二十六条第一項から第四項まで及び第十二項並びに附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。</p> <p>2 組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、施行日前に地方公共団体の長であつた期間（新施行法第四十七条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該地方公共団体の長であつた期間に算入された期間及び当該地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を十二年以上有するとき、又は組</p>	<p>第十三条 組合員期間等が二十五年未満である者（新共済法附則の規定及び新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げる年の組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十八条、第九十九条第一項第四号、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、附則第二十六条第一項から第四項まで及び第十二項並びに附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。</p> <p>2 組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、施行日前に地方公共団体の長であつた期間（新施行法第四十七条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該地方公共団体の長であつた期間に算入された期間及び当該地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を十二年以上有するとき、又は組</p>

合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第二の上欄に掲げるものの地方公共団体の長であつた期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、地方公務員等共済組合法第九十九条第一項第四号並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3 組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月一日以後に生まれたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、地方公務員等共済組合法第七十八条、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）で同日以後に生まれたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第一号、第十二号から第十六号まで及び第二十号を除く。）のいずれかに該当するときは、地方公務員等共済組合法第九十九条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

4 組合員期間等が二十五年未満である者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十一条の規定の適用を受ける者を除く。次項において同じ。）が旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。次項において「旧通則法」という。）の規定の例によるとしたならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときはは職年金の支給を受けるべきこととなるときは、地方公務員等共済組合

合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第二の上欄に掲げるものの地方公共団体の長であつた期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十八条、第九十九条第一項第四号、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項並びに附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（前二項の規定の適用を受けたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項各号（第一号及び第十二号から第十六号までを除く。）のいずれかに該当するときは、新共済法第七十八条、第九十九条第一項第四号、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

4 組合員期間等が二十五年未満である者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（新施行法第十二条の規定の適用を受ける者を除く。次項において同じ。）が旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。次項において「旧通則法」という。）の規定の例によるとしたならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときはは、新共済法第七十八条、第九十九条第一項第四号、附則第十九条及び

法第九十九条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 組合員期間等が十年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、地方公務員等共済組合法第七十八条、附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者でないものとみなす。

6 (略)

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるものに対する新共済法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定並びに新施行法第七条第二項、第十三条及び第四十九条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、その者の組合員期間規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときは、その者は組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

2 施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるものに係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその

附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、新共済法第七十八条、附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなす。

6 (略)

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に対する新共済法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定並びに新施行法第七条第二項、第十三条及び第四十九条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときは、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

2 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその

項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。) の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条の三第二項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項、附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。) 、附則第二十三条及び附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。) 、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

第三十条 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子(新国民年金法第三十七条の二第一項第二号に規定する子に限る。次項において同じ。)と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。)は

第三十条 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子(新国民年金法第三十七条の二第一項第二号に規定する子に限る。次項において同じ。)と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。)は、新共

例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条の三第二項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。) 、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

、新共済法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2・3 (略)

4 地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する遺族共済年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5・6 (略)

(退職年金等の額の加算に係る特例)

第四十七条の二 退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第四十三条、附則第四十五条又は附則第四十六条の規定によ

4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

2・3 (略)

(新設)

り算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十七条の三 退職年金等のうち、附則第四十三条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十六条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十八条の二 障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同一

（新設）

（新設）

じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

- 2 | 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

- 3 | 障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 4 | 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

- 5 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

- 6 | 前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の

加算に~~関~~し必要な事項は、政令で定める。

(旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額の特例等)

第九十四条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額については、施行日以後、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金である給付の附則第四十三条から附則第六十一条までの規定（附則第四十七条の二、附則第四十七条の三及び附則第四十八条の二の規定を除く。）により算定した額

2・3 (略)

(旧共済法による年金である給付に要する費用の負担)

第一百二十条 旧共済法による年金である給付（施行日以後に支給される一時金である旧共済法の規定による長期給付を含む。）に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

1～3 (略)

四 当該費用のうち、附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用（次号口に掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）については、同項の規定の例により、国又は地方公共団体が負担する。

五 当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額から口に掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限

(旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額の特例等)

第九十四条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額については、施行日以後、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金である給付の附則第四十三条から附則第六十一条までの規定により算定した額

2・3 (略)

(旧共済法による年金である給付に要する費用の負担)

第一百二十条 旧共済法による年金である給付（施行日以後に支給される一時金である旧共済法の規定による長期給付を含む。）に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

1～3 (略)

四 当該費用のうち、附則第二十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用について、同項の規定の例により、国又は地方公共団体が負担する。

(新設)

度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国又は地方公共団体が負担する。

- 六|
イ| 附則第四十七条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十八条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額
ロ| 附則第四十七条の三の規定によりみなし適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額
(略)

五| 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第一百十三条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十二号）抄　（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行日施行）

（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附　則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条　（略）</p> <p>255　（略）</p> <p>6　平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第二百二十二条の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附　則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条　（略）</p> <p>255　（略）</p> <p>6　平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第二百二十二条の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>
<p>（削除）</p> <p>（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）</p> <p>第八条の三　特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるもの</p>	

と
す
る。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）抄
 （社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部公布日から一年以内の政令で定める日及び平成二十八年四月一日）施行）

（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（加入者）</p> <p>第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの</p> <p>三　前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者</p>	<p>（加入者）</p> <p>第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　専任でない者</p> <p>三　臨時に使用される者</p> <p>四　前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者</p>
2 （略）	<p>（標準給与）</p> <p>第二十二条 標準給与の等級及び月額は、加入者の給与月額に基づき次の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。</p>	<p>（標準給与）</p> <p>第二十二条 標準給与の等級及び月額は、加入者の給与月額に基づき次の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。</p>

第 十 三 級	第 十 二 級	第 十 一 級	第 十 級	第 九 級	第 八 級	第 七 級	第 六 級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	標準給与の等級
													標準給与の月額
一八〇、 ○○○円	一七〇、 ○○○円	一六〇、 ○○○円	一五〇、 ○○○円	一四二、 ○○○円	一三四、 ○○○円	一二六、 ○○○円	一一八、 ○○○円	一一〇、 ○○○円	一〇四、 ○○○円	九八、 ○○○円	八八、 ○○○円	七八、 ○○○円	標準給与の月額
一八五、 ○○○円未満	一七五、 ○○○円未満	一六五、 ○○○円未満	一五五、 ○○○円未満	一四六、 ○○○円未満	一三八、 ○○○円未満	一三〇、 ○○○円未満	一二三、 ○○○円未満	一二四、 ○○○円未満	一〇七、 ○○○円未満	一〇一、 ○○○円未満	九三、 ○○○円未満	八三、 ○○○円未満	給与月額

第 十 三 級	第 十 二 級	第 十 一 級	第 十 級	第 九 級	第 八 級	第 七 級	第 六 級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	標準給与の等級	
													標準給与の月額	
二〇〇、 ○○○円	一九〇、 ○○○円	一八〇、 ○○○円	一七〇、 ○○○円	一六〇、 ○○○円	一五四、 ○○○円	一四二、 ○○○円	一三四、 ○○○円	一二六、 ○○○円	一一八、 ○○○円	一一〇、 ○○○円	一〇四、 ○○○円	九八、 ○○○円	標準給与の月額	
二一〇、 ○○○円未満	一九五、 ○○○円未満	一八五、 ○○○円未満	一七五、 ○○○円未満	一六五、 ○○○円未満	一五六、 ○○○円未満	一四五、 ○○○円未満	一四六、 ○○○円未満	一三八、 ○○○円未満	一三〇、 ○○○円未満	一二三、 ○○○円未満	一二四、 ○○○円未満	一〇七、 ○○○円未満	一〇一、 ○○○円未満	給与月額

第 二 十 六 級	第 二 十 五 級	第 二 十 四 級	第 二 十 三 級	第 二 十 二 級	第 二 十 一 級	第 二 十 級	第 一 九 級	第 一 八 級	第 一 七 級	第 一 六 級	第 一 五 級	第 一 四 級
四四〇、 ○○○円	四一〇、 ○○○円	三八〇、 ○○○円	三六〇、 ○○○円	三四〇、 ○○○円	三一〇、 ○○○円	二八〇、 ○○○円	二六〇、 ○○○円	二四〇、 ○○○円	二二〇、 ○○○円	二〇〇、 ○○○円	一九〇、 ○○○円	一九〇、 ○○○円
四五五、 ○○○円未満	四二五、 ○○○円未満	三九五、 ○○○円未満	三七〇、 ○○○円未満	三五〇、 ○○○円未満	三三〇、 ○○○円未満	三一〇、 ○○○円未満	二九〇、 ○○○円未満	二七〇、 ○○○円未満	二五〇、 ○○○円未満	二三〇、 ○○○円未満	二一〇、 ○○○円未満	一九五、 ○○○円未満

第 二 十 六 級	第 二 十 五 級	第 二 十 四 級	第 二 十 三 級	第 二 十 二 級	第 二 十 一 級	第 二 十 級	第 一 九 級	第 一 八 級	第 一 七 級	第 一 六 級	第 一 五 級	第 一 四 級
五〇〇、 ○○○円	四七〇、 ○○○円	四四〇、 ○○○円	四一〇、 ○○○円	三八〇、 ○○○円	三六〇、 ○○○円	三四〇、 ○○○円	三一〇、 ○○○円	二八〇、 ○○○円	二六〇、 ○○○円	二四〇、 ○○○円	二二〇、 ○○○円	二〇〇、 ○○○円
五一五、 ○○○円未満	四八五、 ○○○円未満	四五五、 ○○○円未満	四五五、 ○○○円未満	四二五、 ○○○円未満	三九五、 ○○○円未満	三七〇、 ○○○円未満	三五〇、 ○○○円未満	三三〇、 ○○○円未満	三一〇、 ○○○円未満	二九〇、 ○○○円未満	二七〇、 ○○○円未満	二十五〇、 ○○○円未満

第二十七級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第二十八級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第二十九級	五三〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第三十級	五六〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円未満
第三十一級	五九〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上
第三十二級	六一〇、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
	六〇五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円以上

2 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。

3 (略)

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項の規定により七月から九月までのいづれかの月から標準給与が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

5 (略)

9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四

第二十七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上
第二十八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五九〇、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円以上
第三十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円未満
	六〇五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円以上

2 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。

3 (略)

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から九月までのいづれかの月から標準給与が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

5 (略)

9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四

条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

10
（略）

11| 10
事業団は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間ににおいて勤務に服しないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額

として、標準給与を改定する。

10
（新設）

条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

与月額として、標準給与を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

12| 前項の規定によつて改定された標準給与は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八

月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

13| 加入者の給与月額が、第二項、第五項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受ける他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の給与月額とする。

（標準賞与の額の決定）

第二十三条 （略）

2 前条第十三項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二

（新設）

11| 加入者の給与月額が、第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受ける他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の給与月額とする。

（標準賞与の額の決定）

第二十三条 （略）

2 前条第十一項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二

条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十二条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。

この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「文部科学省令」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは、「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十二条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。

この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは、「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				第七十三条の二第一	(略)
第七十八条の二第一	(略)	(略)	(略)	第一百条の二	(略)
地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、私立学校教職員共済法による	(略)	(略)	(略)	私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				第七十三条の二第一	(略)
第七十八条の二第一	(略)	(略)	(略)	第一百条の二	(略)
地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、私立学校教職員共済法による	(略)	(略)	(略)	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項	(略)
他の法律に基づく共済組合が支給する					

(掛金の折半負担等)

第二十八条 (略)

2 育児休業等をしている加入者（第四項の規定の適用を受けている加入者及び第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等

(掛金の折半負担等)

第二十八条 (略)

2 育児休業等をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等

を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

3 育児休業等をしている加入者（次項の規定の適用を受けている加入者を除く。）を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかるわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

3 育児休業等をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかるわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

4 産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかるわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金を免除する。

（新設）

5 産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかるわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

（長期給付に関する規定の適用の特例）

第三十九条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

（長期給付に関する規定の適用の特例）

第三十九条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 七十歳に達した日の前日において加入者期間等（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が十年未満である加入者で政令で定めるもの 政令で定める日に退職したものとみなす。

三 七十歳に達した日の前日において加入者期間等（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。）が二十五年未満である加入者で政令で定めるもの 政令で定める日に退職したものとみなす。

◎ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	附 則		
			<p>（更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）</p> <p>10 施行日の前日に恩給財團における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
	<p>第七十六条第一項第一号</p> <table border="1"> <tr> <td>組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算し入者」という。）</td> <td>私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）</td> </tr> </table>	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算し入者」という。）	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）	現 行	<p>（更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）</p> <p>10 施行日の前日に恩給財團における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算し入者」という。）	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）				

(略)	(削除)	(略)		第七十七条第二項第一号	(削除)	
(略)		(略)		組合員期間が二十年以上である者		
(略)		(略)	「入者」という。) 附則第 項に規定する更新加入者(以下「特定更新加入者」という。) 附則第十 法律第百四十号。以下 法律(昭和三十六年改正法 「昭和三十六年改正法 合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年 第七十七条第二項第一号	第七十七条第二項第一号		

(略)	附則第十二条の三第三号	(略)		第七十七条第二項第一号	第七十六条第二項第三号	
(略)	年以上組合員期間等が二十五	(略)		組合員期間が二十年以上である者	組合員期間等が二十五年以上	た期間をいう。以下同じ。) が二十五年以上である者
(略)	特定更新加入者	(略)		特定更新加入者	特定更新加入者	

◎ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（施行日前の期間を有する加入者の平均標準給与月額）</p> <p>第四条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百三十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、第一号に掲げる額に、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。</p> <p>一 その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改</p>	<p>（施行日前の期間を有する加入者の平均標準給与月額）</p> <p>第四条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百三十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、第一号に掲げる額に、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。</p> <p>一 その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号。以下この条において「昭和六十年国</p>

正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参照して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二・3 (略)

(国の補助の特例)

第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額（第三号口に掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）を補助することができる。

一・2 (略)

三 当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する額

イ 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定により加算する額の給付に要する費用の額の総額

ロ 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によ

家公務員共済改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与月額の標準的な比率に相当する施設の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参照して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二・3 (略)

(国の補助の特例)

第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一・2 (略)

(新設)

ることとされる昭和六年国家公務員共済改正法附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

(略)

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）抄（公布日施行）
 （第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行 （国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百三十一号）による改正後）
2・5 （略）	2・5 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）
6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の七において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の五において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。
（国債の交付） 第二条の四（略） 2・3（略）	（国債の交付） 第二条の四（略） 2・3（略）
4 第一項の規定により発行する国債については、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分	4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

をすることができない。

5 | 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の五 日本私立学校振興・共済事業団は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た金額に相当する金額を基準として当該各年度ごとに政令で定める金額を限り、当該国債の償還の請求ができる。

2 | 政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 | 政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかるらず、私立学校教職員共済法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める金額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4 | 前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める金額」とあるのは、「定める金額から第三項の規定により買い入れた国債の金額に相当する金額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める金額を控除して得た金額」とする。

5 | 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 | 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(新設)

5

第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第^二号）の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

6

前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関する必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の六　日本私立学校振興・共済事業団は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第二条の三前段の規定による補助を行うために必要となる金額として政令で定めるところにより算定した金額を超える金額に相当する金額の国債を保有するに至ったときは、附則第二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える金額に相当する金額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額及び次条第一項の規定により返還した国債の金額に相当する金額の合算額」とする。

4　前二項に定めるもののほか、附則第二条の四第二項の規定により政

（新設）

府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

第二条の七 国は、特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

第二条の五 国は、特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）抄　（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行日）

（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p> <p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）</p> <p>第二条の七　特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。</p>	<p>現 行</p> <p>（国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正後）</p> <p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）</p> <p>第二条の七　国は、特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。</p>
--	---

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百四号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日（一部同法の施行日及び公布日から二年以内の政令で定める日）施行）
 （第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 国民年金法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第十四条～第十七条の二）</p> <p>第三節～第五節 (略)</p> <p>第七章～第十二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 補完的給付等に該当する加算 福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 国民年金法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第十四条～第十七条の二）</p> <p>第三節～第五節 (略)</p> <p>第七章～第十二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p>
(新設)		

金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であつて、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものという。

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（第十一条第一項において「合算対象期間」という。）としない。

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

第八条 (略)

3 国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかつた期間のうち、第一項の規定により同法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（第十一条第一項において「合算対象期間」という。）としない。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第十一条 (新設)
第十条 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民年金の被保険者期間とみなす。

(補完的給付等に該当する加算の制限)

第十七条の二 第十一条から第十三条まで、第十九条及び第二十条の規定により支給する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の六、第三十三条の三及び第三十九条の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する

(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する

る特例)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2
(略)

（発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例）

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の配偶者（当該死亡した日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前にある場合にあつては、妻に限る。以

る特例)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2
(略)

（発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例）

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者（第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。）が第十三条第一項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十条第二

下この項において同じ。) 又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十三条第一項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該配偶者若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間に見て国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

四 第十一条第一項、国民年金法第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

四 第十一条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

一〇三 (略)
四 第十一条第一項、国民年金法第三十七条第三号及び第四号並びに
同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の
規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。
（略）

四 一三五（略）
第十一條第一項、國民年金法第二十六條ただし書及び同法附則第九条並びに昭和六十年國民年金等改正法附則第十二条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)

三一堂（略）

第二十七条、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号及び同法附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)
第三十七条 (略)
一〇三 (略)
四 第二十七条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び同法附則第十
四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を參
照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。
(略)

附
則

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条、附則第八条及び第二十九条の二において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。

（旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限）

第二十九条の二 附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

（新設）

三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条及び附則第八条において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄（公布日から一年以内の政令で定める日（一部平成二十八年四月一日）施行）

（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一（八）（略）</p> <p>九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。</p> <p>ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一（八）（略）</p> <p>（新設）</p>
ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第四条第		

三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

2～6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2～4 (略)

8～10 (略)

(定時決定)

第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日（厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2～6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2～4 (略)

8～10 (略)

(定時決定)

第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条、第四十三条の二又は第四十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以降三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条又は第四十三条の二の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以降三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

(産前産後休業を終了した際の改定)

第四十三条の三 保険者等は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出产の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2) 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

(新設)

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者等は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項、

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者等は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項、

第四十二条第一項、第四十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(保険料の徴収の特例)

第一百五十八条 前月から引き続き被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、次条及び第一百五十九条の三において同じ。）である者が第百十八条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以降、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はその翌月以降、同項各号のいずれかに該当しなくなつた月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた月に同項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、この限りでない。

第一百五十九条 育児休業等をしている被保険者（第一百五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたとき

第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であると認めるときは、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 (略)

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(保険料の徴収の特例)

第一百五十八条 前月から引き続き被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）である者が第百十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合はその月以降、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至つた場合はその翌月以降、同項各号のいずれかに該当しなくなつた月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた月に同項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、この限りでない。

第一百五十九条 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が

は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第一百五十九条の三 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保險者に関する保険料を徴収しない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 (略)

一(4) (略)

五 第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項の規定による標準報酬月額の決定又は改定(第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項の規定による申出の受理を含み、第四十四条第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六(1) (略)

十二 第一百五十九条及び第一百五十九条の三の規定による申出の受理

十三(2) (略)

2(4) (略)

(機構への事務の委託)

第二百五条の二 (略)

(新設)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 (略)

一(4) (略)

五 第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十三条の二第一項の規定による標準報酬月額の決定又は改定(同項の規定による申出の受理を含み、第四十四条第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六(1) (略)

十二 第一百五十九条の規定による申出の受理

十三(2) (略)

2(4) (略)

(機構への事務の委託)

第二百五条の二 (略)

終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

一〇四 (略)

五 第百五十五条第一項、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納より機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

六〇十三 (略)

2 (略)

附 則

(健康保険組合の財政調整)

第二条 (略)

2 (略)

2 (略)

7 第百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条及び第一百九十三条の規定は、第三項の規定による調整保険料について準用する。

8・9 (略)

(国庫補助の特例)

第五条の二 (略)

第五条の三 平成二十八年度以後、当分の間、第一百五十三条第一項中「第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項」

一〇四 (略)

五 第百五十五条第一項、第一百五十八条、第一百五十九条及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

六〇十三 (略)

2 (略)

附 則

(健康保険組合の財政調整)

第二条 (略)

2 (略)

2 (略)

7 第百五十八条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条及び第一百九十三条の規定は、第三項の規定による調整保険料について準用する。

8・9 (略)

(国庫補助の特例)

第五条の二 (略)

(新設)

第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。「とあるのは「附則第十三条の六第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同法第三十四条第一項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第一百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」とする。

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）抄（公布日から一年以内の政令で定める日）（一部平成二十八年四月一日）施行

（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条（略） 2～8（略）</p> <p>9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。</p> <p>一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四（略）</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定）</p>	<p>第二条（略） 2～8（略）</p> <p>9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。</p> <p>一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四（略）</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定）</p>
<p>第十九条 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等にす</p>	<p>第十九条 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等にす</p>

する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び第二十条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合には、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

2 (略)

（産前産後休業を終了した際の改定）

第十九条の二 厚生労働大臣は、産前産後休業（船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条及び次条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第十八条の規定によるほか、産前産後休業終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合には、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

2 (略)

（新設）

る法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合には、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

標準報酬月額に該当しない場合においては、産前産後休業終了日の翌日の属する月の翌月（産前産後休業終了日の翌日が月の初日の場合は、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保險者については、第十八条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があつたことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

（報酬月額の算定）

第二十条 （略）

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日又は時間によつて報酬が定められる場合 被保険者の資格を得した日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日の属する月前一月間に現に使用される船舶において同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者の報酬の額を平均した額（被保険者の報酬に増減があつた場合においては、そのあつた場合においては、その日の属する月に受けた報酬の額）

三 前二号の規定により算定することが困難である場合（第五号に掲

（報酬月額の算定）

第二十条 （略）

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日又は時間によつて報酬が定められる場合 被保険者の資格を得した日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日の属する月前一月間に現に使用される船舶において同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者の報酬の額を平均した額（被保険者の報酬に増減があつた場合においては、その日の属する月に受けた報酬の額）

三 前二号の規定により算定することが困難である場合（第五号に掲

げる場合を除く。) 被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四〇六 (略)

2 (略)

(保険料の徴収の特例)

第一百八条 育児休業等をしている被保険者(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了するまでの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第一百八条の二 産前産後休業をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百五十三条 (略)

一 (略)

二 第十七条から第十九条の二までの規定による標準報酬月額の決定

げる場合を除く。) 被保険者の資格を取得した日、報酬に増減があつた日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があつた日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四〇六 (略)

2 (略)

(保険料の徴収の特例)

第一百八条 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

(新設)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百五十三条 (略)

一 (略)

二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額の決定又は

又は改定（第十九条第一項及び第十九条の二第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

三〇六 （略）

七 第百十八条及び第百十八条の二の規定による申出の受理

八〇十五 （略）

2〇4 （略）

（機構への事務の委託）

第一百五十三条の八 （略）

一〇三 （略）

四 第百十四条第一項、第百十八条、第百十八条の二及び第百三十一

条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保険料の徴収に係る事務（第百五十三条第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。）

五〇十 （略）

2 （略）

改定（同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定による算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

三〇六 （略）

七 第百十八条の規定による申出の受理

八〇十五 （略）

2〇4 （略）

（機構への事務の委託）

第一百五十三条の八 （略）

一〇三 （略）

四 第百十四条第一項、第百十八条及び第百三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保険料の徴収に係る事務（第百五十三条第一項第七号から第十一号までに掲げる権

限を行使する事務及び第百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。）

五〇十 （略）

2 （略）

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）抄（平成二十八年四月一日施行）
 （第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
<p>（平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）</p> <p>第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。</p> <p>一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額との合計額（以下「調整対象給付費見込額等」という。）</p>		<p>（平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）</p> <p>第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。</p> <p>一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において「調整対象給付費見込額等」という。）</p>	
<p>二 （略）</p>		<p>二 （略）</p>	

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率（第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）

四 （略）

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額との合計額（以下「調整対象給付費額等」という。）

二 （略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率（第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率（第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第一号において同じ。）

四 （略）

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次号において「前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において「調整対象給付費額等」という。）

二 （略）

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率（第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一

四 (略)

(平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)

第十三条の六 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 調整対象給付費見込額等

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ 加入者（特定加入者（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）である者を除く。）の見込数

(1) 健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千

(新設)

四 (略)

円に満たない者及びその被扶養者

(2) 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額

を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(3) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(4) 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(5) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6) 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

特定加入者である者の見込数に、各年度ごとに特定加入者であ

る者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ 前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の見込数

二 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

四 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。）

2| 前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

3| 第一項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を補正後前期高齢者加入見込率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

第十三条の七 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三

十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 調整対象給付費額等

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ 加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ロ 特定加入者である者の数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ 前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の数

二 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額

前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調

（新設）

四 三

整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に補正後確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）

2| 前項第四号の補正後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めると
こ^リにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数に
対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入
率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは
、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等
保険者ごとに算定される率とする。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢
者納付金の額の算定の特例）

第十二条の八 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係
る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額
は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費見込
額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除し
て得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係
る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金
の概算額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合
には、零とする。）とする。

第十三条の九 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係
る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額
は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費額等
に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額
と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調

（新設）

（新設）

整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）

第十三条の十　（略）

2・3　（略）

（市町村の特別会計への繰入れ等の特例）

第十三条の十一　（略）

（市町村の特別会計への繰入れ等の特例）
（新設）

第十三条の七　（略）

2・3　（略）

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の五　（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第一百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。）

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次条第二項において同じ。）の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で

除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗じて得た額とする。

第十四条の六 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。

(新設)

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）抄（平成二十八年四月一日施行）

（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（第二十八条関係）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（介護給付費交付金）

第二百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。

2 (略)

（地域支援事業支援交付金）

第二百二十六条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「介護予防等事業医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。

2 (略)

（介護給付費交付金）

第二百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。

2 (略)

（地域支援事業支援交付金）

第二百二十六条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「介護予防等事業医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。

2 (略)

附 則

(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例)

第十一条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第一百五十二条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第一百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2| 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保險者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3| 第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一 健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各

(新設)
附
則

年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

二 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

三 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

六 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組

合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十二条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第一百五十五条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第一百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者数を乗じて得た額とする。

2 | 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3 | 第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（新設）

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法

抄
(平成二十八年四月一日施行)

(第二十九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護給付費交付金)</p> <p>第一百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。</p> <p>254 (略)</p>	<p>(介護給付費交付金)</p> <p>第一百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。</p> <p>254 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例)</p> <p>第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第二百五十二条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第二百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労</p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>

働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者見込数を乗じて得た額とする。

2| 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各

年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保險者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3| 第一項の補正後第二号被保險者見込数は、第二号被保險者（第二号

被保險者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保險者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保險者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保險者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一 健康保険法の規定による被保險者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者

二 船員保険法の規定による被保險者 その同法に規定する標準報酬

月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者

三 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当

該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、

十万千円に満たない者及びその被扶養者

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

六 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4 前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十五条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三

(新設)

条の規定にかかるわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保險者数を乗じて得た額とする。

2| 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保險者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数を乗じて得た額とする。

3| 第一項の補正後第二号被保險者数は、第二号被保險者（特定第二号被保險者を除く。）の数と特定第二号被保險者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保險者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 (障害前払一時金及び遺族前払一時金)	附 則 (障害前払一時金及び遺族前払一時金)
第五条 (略)	第五条 (略)
258 (略)	258 (略)
9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六年改正法附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用し	9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用し

ない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 (略)

ない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 (略)

◎ 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）抄

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行
うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（附則第五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第五十九条 （略）

2 ～ 5
（略）

6 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下この項及び次条第七項において「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十三項の規定によりなその効力を有するものとされた昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第七項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十一年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び昭和六十一年法律第三十四号附則第三十二条第十三項）の規定によりなその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第七項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第三条第三項第二号ただ

現 行

附 則

第五十九条 （略）

2 ～ 5
（略）

6 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下この項及び次条第七項において「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなその効力を有するものとされた昭和六十一年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第七項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十一年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び昭和六十一年法律第三十四号附則第三十二条第十一項）の規定によりなその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第七項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第三条第三項第二号ただ

し書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条（略）

256

7 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第一号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条（略）

256

7 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第一号ただし書の規定は、適用しない。

◎

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための

消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行

（附則第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律 事 務

（略）

国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）

第十二条第一項及び第四項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）、第一百五条第一項及び第四項並びに第一百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律 事 務

（略）

国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）

第十二条第一項及び第四項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第一百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務

（略）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十

一 附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改

（略）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十

一 附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規

					年法律第三十四号
(略)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十 七号)	(略)	(略)	正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務	二 附則第三十二条第十六項、第七十八条第十 四項、第七十八条の四第三項、第七十八条第十 五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条 の四第三項及び第八十七条の五第四項におい て準用する国民年金法第一百八条の二の三の規 定により市町村が処理することとされている 事務
(略)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二 二号)	(略)	(略)	正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務	二 附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及 び第十六条の三第四項において準用する国民年 金法第一百八条の二の三の規定により市町村が処 理することとされている事務

					年法律第三十四号
(略)	(新設)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十 七号)	(略)	定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による福祉手当の支給に関する事務	二 附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及 び第十六条の三第四項において準用する国民年 金法第一百八条の二の三の規定により市町村が処 理することとされている事務
(略)		(略)	(略)	定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による福祉手当の支給に関する事務	

農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）	（略）
（略）	附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び第十六条の三第四項において準用する国民年金法第一百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務	（略）

農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）	（新設）	（略）
（略）	（略）	（略）

◎ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）抄（公布日施行）

（附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済組合法」という。）の規定による国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済組合法」という。）の規定による国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。</p>

◎ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革

を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 ～ 10 （略）	附 則 1 ～ 10 （略）
<p>11 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第十五項において「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>11 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第十五項において「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。</p>

12
14
（略）

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

16
14
（略）

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

16
24
（略）

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）抄（平成二十八年四月一日施行）
 （附則第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第二十一条の三 平成二十八年度及び平成二十九年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」とする。</p> <p>2 平成三十年度以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

◎ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革

を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（附則第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第五条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第四項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十一年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（</p>	<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第五条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第四項において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十一年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（</p>

昭和三十九年法律第百三十四号) 第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(遺族補償年金前払一時金)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十三項の規定によりなおその効力を有

昭和三十九年法律第百三十四号) 第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(遺族補償年金前払一時金)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有

◎ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）抄（公布日から二年以内の政令で定める日施行）

（附則第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（拠出金の額）</p> <p>第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、國家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第一百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する</p>	<p>（拠出金の額）</p> <p>第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業したことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出</p>

産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業

又は当該産前産後休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

(表略)

2
•
3 (略)

金率を乗じて得た額の総額とする。

(表略)

(略)

2
•
3 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）
 （附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 (国民年金の被保険者期間の特例)	附 則 (国民年金の被保険者期間の特例)
第四条 改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した期間（同項第二号又は第三号に該当した期間及び改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間並びに二十歳未満であった期間及び六十歳以上であった期間を除く。）を有する者に係る当該期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に算入する。	第四条 改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した期間（同項第二号又は第三号に該当した期間及び改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間並びに二十歳未満であった期間及び六十歳以上であった期間を除く。）を有する者に係る当該期間は、改正後の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあっては、国民年金の被保険者期間に、改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に、それぞれ算入する。
2 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。	2 前項の規定により国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入される期間の計算については、改正後の国民年金法第十一条の規定の例による。
3 (略)	3 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）抄（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）
 （附則第六十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特 例等）</p> <p>第二十七条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>5　国民年金法附則第九条の二第五項及び第六項並びに第九条の二の五 並びに厚生年金保険法附則第十六条の三第一項の規定は、第二項の規 定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、国民年 金法附則第九条の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金 法附則第九条の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金 法附則第九条の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金 法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七 条第三項及び第四項の規定」と、「第四項中」とあるのは「同法附則 第二十七条第三項及び第四項中」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特 例等）</p> <p>第二十七条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>5　国民年金法附則第九条の二第五項及び第六項並びに第九条の二の三 並びに厚生年金保険法附則第十六条の三第一項の規定は、第二項の規 定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、国民年 金法附則第九条の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金 法附則第九条の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金 法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七 条第三項及び第四項の規定」と、「第四項中」とあるのは「同法附則 第二十七条第三項及び第四項中」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄（公布日から二年以内の政令で定める日施行）

（附則第六十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（個人型年金加入者）	（個人型年金加入者）
	第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。	第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。
一 2 3	一　国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされるい る者を除く。） 二　（略） （略）	一　国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。） 二　（略） （略）
六	六　国民年金法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第 九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険 料を納付することを要しないものとされるい る者を除く。） （略） （略）	六　国民年金法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）、第九十条 第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納 付することを要しないものとされるい る者を除く。） （略） （略）

料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七〇九 (略)

4 (略)

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 (略)

2 前項の規定による掛け金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行うことができる。

3 (略)

付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七〇九 (略)

4 (略)

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 (略)

2 前項の規定による掛け金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行うことができる。

3 (略)

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）抄（公布日から一年以内の政令で定める日施行）
 （附則第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（被保険者の資格）	（被保険者の資格）
第十一條 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされていいる者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。	第十一條 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。
（資格の喪失）	（資格の喪失）
第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。	第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号又は第六号に該当するに至つたときはその翌日、第四号に該当するに至つたときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。
一（三）（略）	一（三）（略）
四 国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとさ	四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとさ

のとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(未支給給付)

第二十二条 年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができ

れたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五・六 (略)

(未支給給付)

第二十二条 年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができる。

2 (略)

3 未支給の年金を受けるべき者の順位は、政令で定める。

2 (略)

3 未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

4 (略)

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

3 農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一〇六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなつた後これらの規定のいずれにも該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつた日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であつた期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

4 (7) (略)

一〇六 (略)

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなつた後これらの規定のいずれにも該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなつた日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であつた期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

4 (7) (略)

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）抄

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号の施行日施行）

（附則第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の勘定への繰入れ）</p> <p>第一百四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（他の勘定への繰入れ）</p> <p>第一百四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>
<p>四 昭和六年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額</p> <p>五 昭和六年国民年金等改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）</p> <p>二～九 （略）</p>	<p>四 昭和六年国民年金等改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）</p> <p>二～九 （略）</p>

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第

号) 抄(社会保

附录

(附則第六十九條關係)

(傍線の部分は改正部分)

八十五 厚生 労働大臣	五十九～八十四	四十九 厚生 労働大臣	三十七～四十	八
昭和六十年法律 第三十四号附則	(略)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	
市町村長	(略)	市町村長	(略)	地方公務員災害補償基金
は介護保険給付関 住民票関係情報又 地方税関係情報、	(略)	の 務省令で定めるも 係情報であつて主 は介護保険給付関 住民票関係情報、	(略)	(略)

八十五 厚生 労働大臣	五十九～八十四	四十九 厚生 労働大臣	三十七～四十	八		
昭和六十年法律 第三十四号附則	(略)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)		
市町村長	(略)	市町村長	(略)	(略)	地方公務員災害補償基金	共済組合等
は住民票関係情報又 であつて主務省令	(略)	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)

九十二 厚生 労働大臣	一 八十六～九十	(略)	支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の
平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされる年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定	市町村長	(略)	共済組合等	で定めるもの
共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	

百三一～百十六		百二 厚生労 働大臣	九十三～百一	
(略)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廢止する等の法律 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政 府が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廢止する等の法律 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政 府が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	めるもの
(略)	共済組合等	市町村長	(略)	
(略)	(略)	の 務省令で定めるも は介護保険給付関 係情報であつて主 務省令で定めるも は住民票関係情報 地方税関係情報、 又は地方税関係情報 又は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの		

百三一～百十六		百二 厚生労 働大臣	九十三～百一	
(略)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廢止する等の法律 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政 府が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廢止する等の法律 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政 府が支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	めるもの
(略)	共済組合等	市町村長	(略)	
(略)	(略)	の 務省令で定めるも は介護保険給付関 係情報であつて主 務省令で定めるも は住民票関係情報 地方税関係情報、 又は地方税関係情報 又は住民票関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	

◎ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）抄

（附則第七十条関係）

（公布日から一年以内の政令で定める日施行）

（傍線の部分は改正部分）

（拠出金の額）	現行	（拠出金の額）
改正案	（拠出金の額）	（拠出金の額）
<p>第七十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、國家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第一百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する</p>	<p>第七十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を</p>	<p>第七十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を</p>

産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2
) 4
(表略)
(略)

乗じて得た額の総額とする。

2
) 4
(表略)
(略)